

令和3年 三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明	ページ
I 教育委員会事務局の組織機構	1
II 主要事項	4

令和3年5月24日
教育委員会

目 次

I 教育委員会事務局の組織機構	1
-----------------	---

II 主要事項

1 令和3年度当初予算【教育委員会関係】について	4
2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について	19
3 三重県教育ビジョンについて	25
4 県立高等学校の活性化について	29
5 防災教育・防災対策の推進について	32
6 学校における働き方改革の推進について	35
7 不祥事根絶に向けた対応策について	38
8 I C Tを活用した教育の推進について	41
9 小中学校教育について	45
10 学力の育成について	48
11 高校教育について	52
12 外国人児童生徒教育について	55
13 特別支援教育について	59
14 安全で安心な学びの場づくりについて	63
15 人権教育について	71
16 体力向上と学校スポーツについて	74
17 健康教育・食育について	78
18 社会教育について	81
19 文化財の保存・活用・継承について	85
20 教職員の資質向上について	88

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：302名）

（1）「特別支援学校整備推進監」の設置

盲学校及び聾学校の移転整備や杉の子特別支援学校石薬師分校の改修など、特別支援学校の整備を着実に推進するため、教育委員会事務局に「特別支援学校整備推進監（課長級）」を設置しました。

（2）教育総務課「教育ＩＣＴ化推進班」の設置

学校でのＩＣＴを活用した教育や事務の効率化など、教育におけるＩＣＴ化を市町教育委員会とも連携を図りながら総合的に推進するため、教育総務課に「教育ＩＣＴ化推進班」を設置しました。

2 地域機関（職員数：49名）

令和2年度から組織体制について変更はありません。

参考

【学校数】

（令和3年4月1日現在）

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	341 (2)	148 (2)	1 (0)	56 (1)	14 (4)	560 (9)

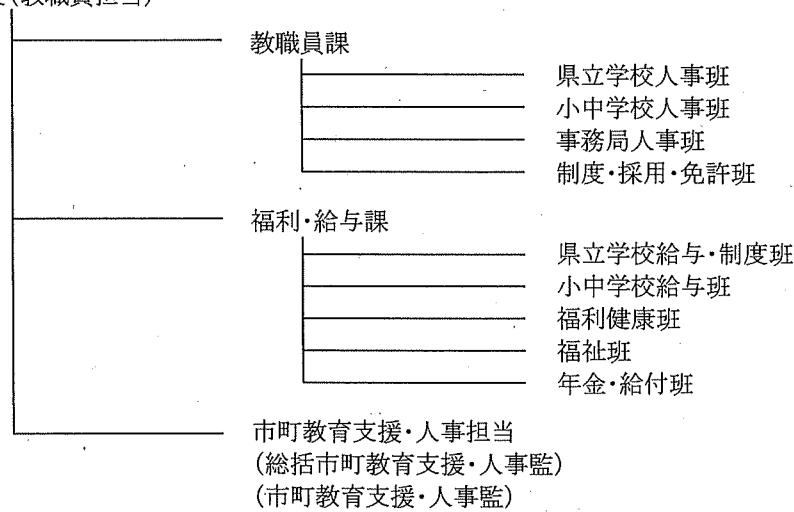
※（ ）内は分校で外数

令和3年度教育委員会事務局組織表

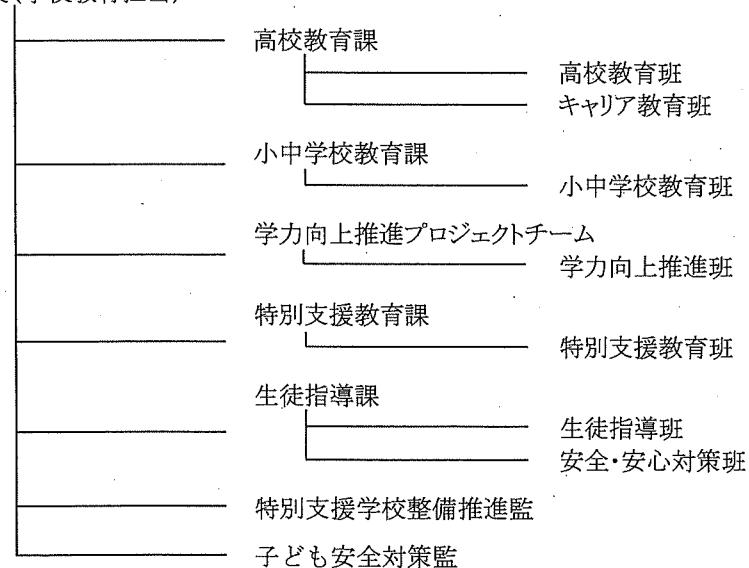
副教育長



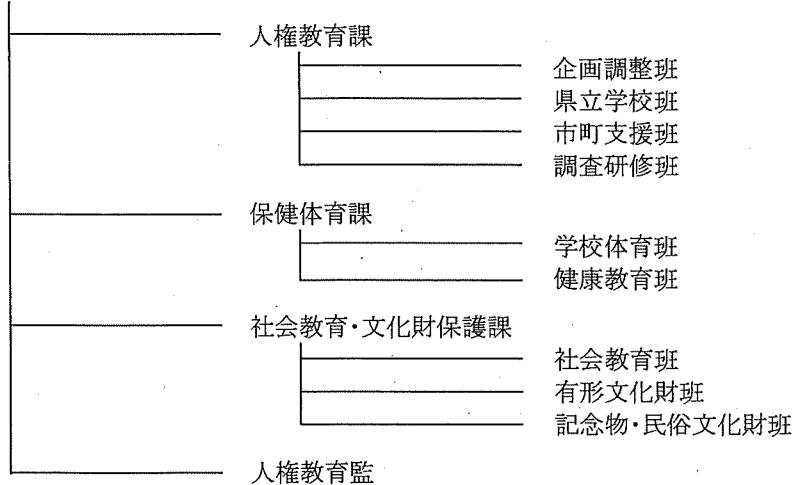
次長(教職員担当)



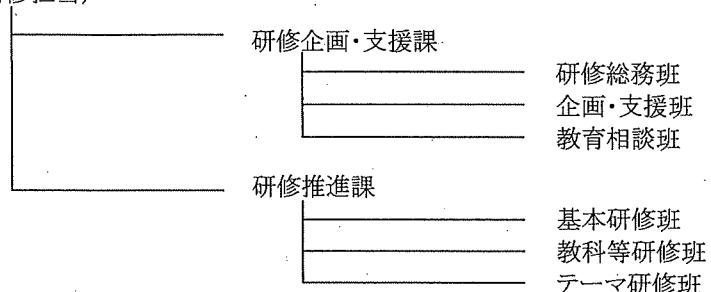
次長(学校教育担当)



次長(育成支援・社会教育担当)



次長(研修担当)



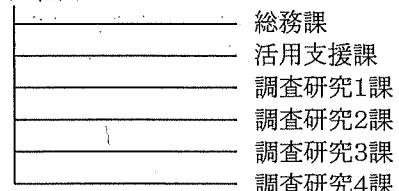
地 域 機 関

北勢教育支援事務所

南勢教育支援事務所

紀州教育支援事務所

埋蔵文化財センター



II 主要事項

1 令和3年度当初予算【教育委員会関係】について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）など、大きく変化しています。こうした社会の変化や課題に的確に対応し、子どもたち一人ひとりが挑戦する気持ちを持って夢の実現に向かい、自分も他者も大切にしながら、社会に参画する力を育む必要があります。このため、誰一人取り残さない、みんなが安心して学べる教育環境のもと、次代を担う三重の子どもたちが新しい時代を「生き抜いていく力」の育成に取り組みます。

令和2年度からの本県教育のめざす姿などを示した「三重県教育ビジョン」に基づき、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎として、ICT環境を活用し、学びを広げ、深める教育活動を進めるとともに、社会の大きな変化に対して新たな価値を創造できる資質・能力を育成します。また、主権者教育や地域と連携した課題解決型の学びなどを通して、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動できる力や、他者との絆を大切にして課題を解決していく力を育みます。

特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを推進するため、切れ目のない支援体制を充実するとともに、特別支援学校の学習環境の整備を進めます。子どもたちが安心して学ぶことができるよう、社会総がかりでいじめ防止に取り組むとともに、年々増加し、その要因や背景が複雑化・多様化している不登校児童生徒について、子どもたちの社会的自立に向けて、一人ひとりに応じてきめ細かな支援ができるよう、より効果的で多様な取組を進めます。

さらに、教職員が限られた時間の中で、より効果的な教育活動を持続的に行うとともに、教職員の働き方改革を進めるため、専門スタッフや外部人材等の配置を充実します。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染防止対策を講じながら、学びを継続する取組を着実に進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の6項目について重点的に取り組みます。

(1) 「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の育成

子どもたちの知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を推進します。また、「豊かな心」を育むため、道徳教育の推進体制を充実し、道徳性を養うとともに、読書習慣の定着のため、読書経験や本の楽しさを伝え合う取組等を進めます。さらに、「健やかな身体」を育むため、スポーツの機会を拡充し、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組むとともに、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康教育や食育に取り組みます。あわせて、外国人児童生徒が社会的に自立できる力を身につけるため、日本語指導に取り組むとともに、将来を見通した進路選択ができるよう支援します。

(2) 未来を創造する力の育成

変化が激しく予測困難な社会にあっても、子どもたちが社会の一員として自覚と責任を持って、主体的に行動できる力を育みます。ICT環境を活用して、情報活用能力の向上や、一人ひとりに応じた基礎学力の定着、子どもたちの学びを広げ、深める授業に取り組むとともに、感染症や災害発生時の緊急時における学びの継続や、他県や海外の学校を結んで行う学習活動など、オンライン教育の取組を進めます。また、英語教育や郷土教育を推進し、世界や地域で活躍できるグローバル人材の育成や、地域や企業と連携したキャリア教育を推進します。

(3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの学びを支える教育を推進するため、「パーソナルファイル」を活用して支援情報の確実な引き継ぎを進めます。また、子どもたちが地域で豊かに自分らしい生活ができるよう、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流活動を進めます。

さらに、特別支援学校における施設の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や改修に向けた取組を進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

(4) 安全で安心な学びの場づくり

「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組みます。不登校児童生徒へのきめ細かな支援をより効果的に行うため、心理や福祉の専門的見地からの支援を行う専門人材の配置を拡充するとともに、有識者の助言を得て行う訪問型支援や、教育支援センターを核とした不登校支援に取り組みます。県立学校施設の長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化など設備面での機能向上も含め、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、災害時の学校を支援する体制の整備や防災教育を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。

(5) 地域との協働と信頼される学校づくり

学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。県立高校の特色化・魅力化を進めるとともに、これからの中高生に必要な学びを実現する高校のあり方について検討を進めます。また、教職員の資質向上を図るため、経験や職種に応じた研修を計画的に実施します。効果的な教育活動を行うとともに、教職員の働き方改革を進めるため、専門スタッフや外部人材等の配置を充実します。

さらに、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを進めるとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用されるための取組を推進します。

(6) 新型コロナウイルスの感染防止対策と学びの継続

令和2年度の取組をふまえ、衛生物品の配備や、登下校時における「三つの密」を避けるためスクールバスの増便、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置など、学校における感染防止対策を講じます。また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、高校生一人ひとりの希望に応じた就職が実現できるよう支援を行うとともに、補充的な学習に係る支援、奨学給付金の増額などに取り組みます。

歳 出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

款	項	令和2年度 当初予算 (下段:令和元年度 第8号補正含む) A	令和3年度 当初予算 (下段:令和2年度 第12号補正含む) B	増減額 B-A	増減率 (B-A) / A
教 育 費	教育総務費	22,913,723	23,561,843 (25,533,344)	648,120 (2,619,621)	2.8% (11.4%)
	小学校費	54,440,157	53,915,166	▲ 524,991	▲ 1.0%
	中学校費	29,823,760	30,011,886	188,126	0.6%
	高等学校費	34,560,423 (35,837,202)	33,040,144 (33,321,284)	▲ 1,520,279 (▲2,515,918)	▲ 4.4% (▲7.0%)
	特別支援学校費	12,365,932	12,997,813 (13,067,458)	631,881 (701,526)	5.1% (5.7%)
	社会教育費	810,868	598,508	▲ 212,360	▲ 26.2%
	保健体育費	525,119	518,115	▲ 7,004	▲ 1.3%
合 計		155,439,982 (156,716,761)	154,643,475 (156,965,761)	▲ 796,507 (249,000)	▲ 0.5% (0.2%)

※令和元年度第8号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「情報教育充実支援事業費」に1,276,779千円を計上
- ・令和2年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※令和2年度第12号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「地域とつなぐ職業教育充実支援事業費」ほか6事業に2,322,286千円を計上
- ・令和3年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 主な重点項目

(1) 「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の育成

① 学力向上推進事業

予算額 24,544 千円

令和3年度第1回「みえスタディ・チェック」を実施するとともに、第2回（令和4年1月）に向けて「みえスタディ・チェック」やワークシートの問題について、CBT（Computer Based Testing）化への対応を進めます。また、モデル校を指定し、学力向上アドバイザーの指導・助言を得ながら、学習端末を活用して、子ども一人ひとりに応じた効果的な指導方法の研究に取り組みます。

② （新）ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業

<事業実施期間：令和3年度>

予算額 11,706 千円

「みえスタディ・チェック」をCBT化し、解答後にタイムラグなく、わからなかつた問題に対応するワークシートで学び直しができるシステムを構築し、令和3年度第2回（令和4年1月）の「みえスタディ・チェック」から実施します。あわせて、子ども一人ひとりの理解の状況や学習ニーズに応じた学習が進められるよう、国語、算数・数学のワークシートを単元別に提供できるシステムとします。

③ 少人数教育推進事業

予算額 1,403,545 千円

小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことを踏まえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、3年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境としていきます。中学校については、引き続き1年生での35人学級（下限25人）を実施します。

また、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、「効果的な少人数指導推進ガイドブック」を活用して、引き続き、教員の役割分担によるチーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組みます。

④ 道徳教育総合支援事業

予算額 4,554 千円

道徳教育の充実を図るため、学校等へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業をとおして、その成果を普及します。

⑤ 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

予算額 718千円

「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書習慣の形成に向けて、家庭、地域、学校等で読書活動が進められるよう、読書活動関係者の研修・交流会、家読（うちどく）やビブリオバトルの普及啓発、読書活動実践フォーラム等を行います。

⑥ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 予算額 5,965 千円

オリンピアン・パラリンピアンによる講演や体験学習などを行うことで、子どもたちのスポーツへの興味・関心をさらに高めます。子どもの発達段階に応じた運動習慣の定着や生活習慣等の改善を図るため、教員対象の研修会を開催します。

⑦ (一部新) みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 予算額 48,543 千円

部活動の指導体制を充実するとともに、教員の負担軽減を図るため、中学校・高校に、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える部活動指導員を増員します。また、高校の運動部で技術指導を行う外部指導者（サポートー）を増員します。さらに、休日の部活動を地域で実施する場合の地域の人材や受け皿などの課題への対応について、モデル地域を指定して研究します。

⑧ 運動部活動支援事業 予算額 93,215 千円

中学校、高校の県体育大会や東海大会の開催経費の負担および全国大会等の参加に係る旅費等の経費を負担します。

⑨ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 予算額 32,677 千円

市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への支援を行うとともに、学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員の派遣やオンラインによる日本語指導等に取り組みます。また、外国人児童生徒に対し、日本の学校制度や入学手続など就学に必要な情報を提供します。夜間中学等の就学機会の確保については、令和2年度のニーズ調査結果や検討委員会での議論をふまえ、令和3年度は義務教育段階の内容に係る学び直し教室を試行的に実施し、どのような方策が適切か検討を進めます。

⑩ (一部新) 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 予算額 21,811 千円

外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語等）6名および日本語指導アドバイザー1名を県立高校に配置します。また、日本語指導が必要な外国人生徒が、社会生活で必要な日本語や、日本の社会制度や文化を学ぶ「日本語学習クラブ」を開設します。

⑪ 未来へつなぐキャリア教育推進事業(一部) 予算額 7,386 千円

(高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分))

外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを増員するとともに、進学・就職に関するセミナーを開催します。

⑫ 早期からの一貫した教育支援体制整備事業（一部）
（特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業）

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行いう外国人児童生徒支援員を配置します。

⑬ （一部新）就学前教育の質向上事業
（114,210千円 ※R2年度2月補正予算を含むベース）

幼稚園・認定こども園・保育所における幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育センターに専門的な知識を有する幼児教育スーパーバイザーを配置するとともに、幼児教育アドバイザーを市町へ派遣し、研修支援等を行います。また、国事業を活用して、公立幼稚園における感染症対策に必要な衛生物品等や、端末などICT環境の整備に対して、市町に補助を行います。

(2) 未来を創造する力の育成

① 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業
（予算額 20,907千円）

地域の実践パイロット校において、県立高校と地域をつなぐコーディネーターを活用して、生徒が地域課題や特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら、実社会での実践活動に取り組むことで、地域の魅力と課題を知り、解決方策を考え実践する人材を育成します。実践パイロット校におけるこれまでの取組をもとに、学識経験者や地域関係者等で構成する推進委員会での検討をふまえ、他者と協働する力や自己と社会の関わりを考える力など、これからの中の社会の変化に対応するために必要な力を育成する「地域課題解決型キャリア教育」のモデルを構築します。

② 未来へつなぐキャリア教育推進事業（一部再掲）
（予算額 27,036千円）

新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、新たな求人開拓や生徒の就職相談等の就職支援、地域の魅力ある企業や仕事内容等を生徒に情報提供する就職実現コーディネーターを増員します。また、外国人学生や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。

③ （新）マナビバミ工若き起業家育成事業
（予算額 6,348千円）

＜事業実施期間：令和3年度＞ ※県民参加型予算事業

高校生が将来の起業につながる力を身につけることができるよう、県内外で活躍する起業家の講演や指導により、商品開発や市場開拓について学ぶとともに、フィールドワークや地元関係者等との交流をとおして、高校生ならではの発想を生かしたビジネスプランの作成・提案等に取り組みます。

④ (一部新) 地域とつなぐ職業教育充実支援事業 予算額 29,542千円
(1,818,602千円 ※R2年度2月補正予算を含むベース)

職業学科における実習環境を整備するとともに、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。また、G A Pを生かした学習を通じ、農業に関する実践力を身につけ、経営者や地域のリーダーとなる人材を育成します。国事業を活用して、工業高校や農業高校等に技術革新の進展やデジタル化に対応した産業教育設備や機器を整備するとともに、将来に地域産業の核となる人材を育成するための指導の研究に取り組みます。

⑤ (新) 実習船建造事業 予算額 12,606千円

<事業実施期間：令和3年度～令和5年度>

水産高校の航海実習における生徒の安全確保や、最先端の航海技術を習得できる環境を整えるため、実習船「しろちどり」に代わる、新しい実習船の建造に係る設計を行います。

⑥ 学びのS T E A M化推進事業 予算額 2,825千円

これから時代に求められる創造的に課題を発見し解決する力を育むため、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した文理融合・教科横断的な課題解決型の学びをとおして、論理的思考力や探究力を育成する S T E A M教育の実践研究に取り組み、Society5.0の時代を生き抜く人材を育成します。

⑦ 情報教育充実支援事業 予算額 275,334千円

(436,074千円 ※R2年度2月補正予算を含むベース)

県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末を整備します。学びの保障と教育の機会均等の観点から、低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的とした国の補助金を活用し、生徒への貸与や学校で活用するための学習用端末を整備します。

⑧ (一部新) 高等学校学力向上推進事業 予算額 61,101千円

生徒の学力の定着・向上を図るため、県立高校に対して指導・助言等を行います。G I G Aスクールサポーターを配置し、県立高校での I C T環境の効果的な活用を進めるとともに、I C Tを活用した授業において、著作物を扱う場合に必要となる著作権料を負担します。県立高校3校をモデル校に指定して、A I ドリル教材を活用し、生徒の学力の定着状況や学習意欲の変容を把握し、一人ひとりに応じた効果的な学びに係る検証に取り組み、授業改善につなげます。また、他の学校の授業を受講できる遠隔授業に係る研究に取り組みます。

⑨ 世界へはばたく高校生育成支援事業 予算額 11,803千円

高校生の留学の促進および海外研修旅行の実施をとおして、グローバルな視野を育み、主体性や積極性の向上を図るとともに、高校生を対象にした「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

⑩ 英語教育推進事業 予算額 1,642千円

中学校においてモデル地域を指定し、英語の音声付きウェブ教材を活用し、授業改善に取り組むとともに、小中学校教員を対象に、新学習指導要領をふまえた英語授業の改善に係る研修会を実施します。また、中学生が三重の魅力を英語で一枚紙にまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を実施します。

⑪ 課題解決型学習（PBL）を通じた新しい郷土教育推進事業 予算額 281千円

郷土について誇りと愛着を感じ、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、中学生が学校や地域の課題について解決策を考え、提案する課題解決型学習（PBL）の手法を取り入れた取組を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。

(3) 特別支援教育の推進

① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業（一部再掲） 予算額 18,007千円

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参画を図るため、パーソナルファイルの活用促進や高等学校への発達障がい支援員の配置、通級による指導を担当する教員等の発達障がいに係る専門性の向上を高める研修を行います。また、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

② 特別支援学校メディカル・サポート事業 予算額 5,501千円

医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、常勤講師（看護師免許有）および教員が連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言を得ながら校内のサポート体制の構築等に取り組みます。

③ 特別支援教育に係る教職員研修（教職員研修事業の一部） 予算額 170千円

経験年数や職種に応じて、特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの特性を理解し、その支援方法を学ぶ研修を実施します。また、特別支援学級等を新たに担当する教員を対象に障がいの特性に応じた適切な支援を学ぶ研修を実施します。

④ 特別支援学校就労推進事業

予算額 6,207千円

特別支援学校のキャリア教育プログラムに基づく計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。

⑤ 特別支援学校施設建築費

予算額 272,016千円

特別支援学校の施設について計画的な老朽化対策を進めます。杉の子特別支援学校の施設狭隘化へ対応するため、知的障がいのある中学部の生徒が石薬師分校で学習できるよう校舎の一部改修に係る設計を実施するとともに、鈴鹿・亀山地区の肢体不自由のある児童生徒が、令和5年度から杉の子特別支援学校に通学できるよう通学区域の見直しに取り組みます。盲学校および聾学校については、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転することとし、令和3年度は新たな校舎および寄宿舎の建築に係る設計を行います。

(4) 安全で安心な学びの場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業

予算額 13,040千円

弁護士によるいじめ防止授業に取り組むとともに、中学生と高校生がいじめをテーマにした紙芝居を創作し小学校等で上演することを通じて、いじめを自分事として考える機会を創出します。また、インターネットトラブルや新型コロナウイルス感染症によるいじめや人権侵害から児童生徒を守るために、ネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間をとおして実施するとともに、ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を引き続き運用します。これらの取組から得られた事例等に基づき、児童生徒がいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材を作成します。

② (一部新) スクールカウンセラー等活用事業

予算額 361,973千円

不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラー（SC）について各学校への配置時間を拡充するとともに、新たに特別支援学校や教育支援センターにも配置します。スクールソーシャルワーカー（SSW）についても配置時間を拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。さらに、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高校に配置します。

③ 教育相談事業（一部）

予算額 11,007千円

（SNSを活用した相談事業）

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。

④ (一部新) 不登校対策事業

予算額 29,258千円

教育支援センター3か所をモデルとして指定し、SCとSSWを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組みます。不登校の背景や要因、学校の対応や専門家による相談状況などとその結果をデータベース化します。また、ストレスや不安をうまく受け止め、回復する力を高める「レジリエンス教育」に取り組むための実践プログラムを作成し、モデル校区で実施します。小中学校の連携による「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、みえ不登校支援ネットワークの取組への支援や、学校と民間施設（フリースクール等）との連携を進めるなど、不登校児童生徒の多様な学びを支援します。さらに、保護者を対象とした相談会を開催し、保護者間の交流や情報提供の機会とします。

⑤ 学校防災推進事業

予算額 12,970千円

防災ノートを新入生等に配付するとともに、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。

⑥ 災害時学校支援事業

予算額 1,732千円

災害時において学校教育が早期に再開できるよう、令和2年度に設置した「三重県災害時学校支援チーム」において、避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなどを行うため、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。

⑦ 校舎その他建築費

予算額 1,672,323千円

県立高校について、施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化など設備面での機能の向上も含め、計画的な老朽化対策に取り組みます。

(5) 地域との協働と信頼される学校づくり

① 地域と学校の連携・協働体制構築事業

予算額 6,226千円

地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働本部の取組や、各市町のコミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。

② 教職員研修事業（一部再掲）

予算額 27,765千円

子どもたちが学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、「令和3年度三重県教員研修計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修や、教員が1人1台端末を効果的に活用した授業が行えるよう、ICT活用指導力の向上に向けた研修等を計画的に実施します。

③ 学校における働き方改革推進事業 予算額 294,928 千円

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、すべての公立学校（小中学校 497 名、県立学校 75 名（分校を含む））に配置します。

④ 地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業（再掲） 予算額 20,907 千円

地域の実践パイロット校において、県立高校と地域をつなぐコーディネーターを活用して、生徒が地域課題や特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら、実社会での実践活動に取り組むことで、地域の魅力と課題を知り、解決方策を考え実践する人材を育成します。実践パイロット校におけるこれまでの取組をもとに、学識経験者や地域関係者等で構成する推進委員会での検討をふまえ、他者と協働する力や自己と社会の関わりを考える力など、これからの中の社会の変化に対応するために必要な力を育成する「地域課題解決型キャリア教育」のモデルを構築します。

⑤ 教育改革推進事業 予算額 3,696 千円

高等学校の活性化および今後のあり方を検討するため、広く多様な意見を聞く検討委員会を開催するとともに、令和3年度で終了する「県立高等学校活性化計画」の次期計画について三重県教育改革推進会議で審議します。また、伊勢志摩地域・伊賀地域・紀南地域等に設置した地域協議会を開催します。

⑥ 社会教育推進体制整備事業 予算額 2,525 千円

社会教育の振興を図るために、市町における社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催します。また、国からの委託を受け、社会教育に関する施設や取組状況など基本的事項に係る統計調査を実施します。

⑦ (一部新) 鈴鹿青少年センター費 予算額 84,862 千円

心身ともに健全な青少年を育成するため、鈴鹿青少年センターを指定管理により運営し、施設利用者の増加や対象者の拡大および社会教育の普及・振興を図ります。また、鈴鹿青少年の森と一体となって、「民間活力の導入（PPP／PFIなど）」に向けた事業者公募の手続きなどの取組を進めます。

⑧ 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 予算額 550 千円

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、新たな資産の基礎調査や講習会・講演会等を開催します。また、「海女漁の技術」をはじめとする無形文化遺産の魅力の発信や、全国の海女漁関係県との連携強化を進めます。

⑨ 地域文化財総合活性化事業 予算額 90,000 千円

国・県指定等の文化財の所有者等が行う文化財修復等の事業について、技術的な助言および必要な経費に対する支援を行うとともに、所有者等による保存・活用・継承の取組を促進します。

(6) 新型コロナウイルスの感染防止対策と学びの継続

① 県立学校児童生徒等健康管理事業（一部） 予算額 47,426 千円

（県立学校消毒液等配備事業）

新型コロナウイルス感染症対策のため、県立学校において使用する消毒液等を購入します。

② 高等学校運営費（一部） 予算額 120,400 千円

特別支援学校運営費（一部） 予算額 56,000 千円

（学校感染症対策強化事業） （※R2 年度 2 月補正予算）

国事業を活用し、感染症対策を徹底して学校における教育活動を継続できるよう、衛生備品や衛生用品の配備などに取り組みます。

③ （新）高校生安心安全通学支援事業 予算額 173,123 千円

＜事業実施期間：令和3年度＞

県立高校の生徒の登下校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、通学時における路線バス等の公共交通機関の乗車率が高く、さらに代替の交通手段がない学校において、登校時間の調整等では混雑を回避できない公共交通機関の路線に、スクールバスの増便等を行います。

④ 特別支援学校スクールバス等運行委託事業（一部） 予算額 161,060 千円

（特別支援学校スクールバス増便事業）

特別支援学校に在籍する子どもたちの登校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、スクールバスを増便して運行します。

⑤ 少人数教育推進事業（一部）（再掲） 予算額 836,355 千円

（少人数学級推進事業）

小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことを踏まえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、3年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境としていきます。中学校については、引き続き1年生での35人学級（下限25人）を実施します。

⑥ 学校における働き方改革推進事業（一部）（再掲） 予算額 235,093 千円

（スクール・サポート・スタッフ配置事業）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため増大した業務に対応するため、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、すべての公立学校に配置します。

⑦ （一部新）高等学校学力向上推進事業（一部）（再掲） 予算額 36,542 千円

（ＩＣＴ・オンライン教育推進事業）

県立高校でのＩＣＴ環境の効果的な活用を進めるため、GIGAスクールソポーターを配置するとともに、ＩＣＴを活用した授業において、著作物を扱う場合に必要となる著作権料を負担します。

⑧ （一部新）小中学校指導運営費（一部） 予算額 95,091 千円

（学習指導員配置事業）

新型コロナウイルス感染症の影響下において、子どもたち一人ひとりの状況に応じて、補充的な学習の支援や授業における教員の補助を行う学習指導員を配置します。

⑨ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業（一部）（再掲）

予算額 4,760 千円

新型コロナウイルス感染症の影響下において、外国人児童生徒の日本語指導・適応指導に係る取組を行う市町に対して補助を行います。

⑩ 未来へつなぐキャリア教育推進事業（一部）（再掲） 予算額 7,162 千円

（高校生就職実現事業（コロナ対応分））

新型コロナウイルス感染症の影響の中でも、一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、新たな求人開拓や生徒の就職相談等の就職支援、地域の魅力ある企業や仕事内容等を生徒に情報提供する就職実現コーディネーターを増員します。また、外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。

⑪ (新) 特別活動支援事業 予算額 6,800 千円

<事業実施期間：令和3年度>

新型コロナウイルス感染症の影響により、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、その経費を負担します。

⑫ 高校生等教育費負担軽減事業（一部） 予算額 91,882 千円

(高校生等奨学給付金事業)

高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金について、第一子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯も給付対象とします。

2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちを取り巻く学習環境や日常生活が大きく変化する中、県内外の感染状況や国の方針などをふまえ、子どもたちの安全を第一に取り組んできました。

省内では令和3年4月以降感染者が急増するなど、今後の感染状況も余談を許さない状況にありますが、引き続き、感染状況をふまえた対応を取りながら、感染防止対策の徹底と学びの継続の両立に取り組んでいきます。

1 これまでの取組

(1) 臨時休業と学校再開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年3月に全国一斉の臨時休業措置がとられました。同年4月からは学校を再開しましたが、県内や近隣県の感染状況をふまえ、4月15日から再び休業としました。

その間の家庭学習については、紙の教材やテレビ放送、オンライン教材等を活用して、学校の状況に応じて学習が進められるよう努めました。県立学校では、5月中旬からオンラインによる授業やホームルームを実施し、学びの継続に取り組みました。その際、パソコンやスマートフォンを所持していない生徒には、端末を貸与し支援しました。

5月下旬からは、県内外の感染状況や国が示した考え方をふまえ、時間帯や日によって学年や学級を順次変えるなどの分散登校により、段階的に学校教育活動を再開しました。

(2) 学習支援

学校を再開した際に、学校では、年間指導計画を見直し、行事の見直し・規模縮小や長期休業の短縮等による授業確保に努めました。

県教育委員会は、臨時休業の措置が行われた際などに、全市町で取組が進むよう、オンライン授業に関する学校の取組事例をまとめた実践ガイド集を各市町教育委員会に提供しました。

また、児童生徒の学習に遅れが生じないよう、補充的な学習支援等を行う学習指導員を配置する市町の取組を支援するとともに、県立学校および小中学校に消毒作業や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置しました。また、小中学校への非常勤講師の配置を拡充するとともに、地域での学習支援や外国人児童生徒への支援に取り組む市町を支援しました。

(3) 県独自のガイドラインによる感染症対策と教育活動の継続

県教育委員会では、基本的な感染症対策や、各教科指導・学校行事・部活動などにおける対策、学校において感染者等が発生した場合の対応、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応、偏見やデマ等への対応などについて示した、「県立学校における新型コロナウ

イルス感染症対策ガイドライン」を、県立学校における臨時休業を解除し学校を再開した令和2年5月に、独自に策定しました。

県の感染症対策の方針や県立学校におけるガイドラインは、速やかに市町教育委員会に提供するとともに、ガイドラインは、文部科学省や県の方針、また、県内外の感染状況をふまえ、随時改訂を行っています。

ガイドラインなどに基づき、家庭の協力も得ながら、児童生徒や教職員が日常の感染防止対策に徹底して取り組むことにより、不安なく登校できるよう、また、万が一感染症が発生した場合においても、感染拡大を防ぎ、臨時休業が長期に及ばないように取り組んでいます。

(4) 部活動に係る取組

部活動の実施については、令和2年3月2日以降の臨時休業期間中は部活動を休止し、6月以降の再開後は自校内の活動から校外での活動等へ段階的に実施しました。

また、県立学校におけるガイドラインにおいて、部活動参加者の健康管理の徹底や宿泊、県外への移動を伴う活動での留意事項を明記し、その順守を徹底するとともに、市町教育委員会に提供し、共有を図りました。

その後も、部活動の実施については、県内外の感染状況をふまえ対応しています。

なお、令和2年度は、全国高等学校総合体育大会などの全国規模の大会やこれにつながる三重県高等学校総合体育大会が中止となりました。これまで熱心に取り組んできた生徒の思いに応えるため、関係者が協議を重ね、競技ごとに感染症対策を大会要項に規定し、大会運営において徹底しながら、最終学年生徒の部活動成果の発表の場として代替大会が開催されました。

(5) 修学旅行に係る取組

修学旅行については、児童生徒の思い出に残る重要な行事であることから、各学校では実施時期の延期や目的地の変更など工夫して取り組んでいます。

こうした中、令和2年度においては、小中学校では、多くの学校が県南部地域活性化局および観光局による補助金を活用して、県内での修学旅行を実施しました。

一方で、県立高校では、修学旅行を3学期に予定していたものの、感染拡大の影響で令和3年度に延期せざるを得なくなつた学校もありました。

(6) 高等学校入学者選抜に係る取組

令和2年度は長期の臨時休業があつたことから、前期選抜の学力検査の出題範囲を縮小するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により前期選抜、後期選抜および追検査が受検できなかつた志願者については、追々検査を設け受検機会を確保しました。

また、令和3年3月18日の合格者発表については、各高等学校での掲示板による発表方法に加え、学校情報ネットワークの専用Webページに合格者の受検番号を掲載しました。

(7) 高校生の就職支援に係る取組

令和2年度当初に就職アドバイザーを3名増員して計15名を就職希望者の多い高等学校に配置するとともに、各高等学校では、進路担当者と担任を中心に、経済状況が厳しい中でも生徒の進路を実現するための支援体制を整えました。

令和2年度の採用選考は例年より1か月遅い10月16日から開始されたため、10月末に内定に至らなかった生徒が多い学校には、就職アドバイザーを集中して配置し、進路担当者とともにさらなる求人開拓を行いました。

(8) 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るために令和2年5月15日からネットパトロールを毎日（平日）実施しています。

SNSにおいても、児童生徒に関わるいじめや不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮り、その画像や被害に係る情報を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を令和2年6月23日から利用開始しています。

また、児童生徒が不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動がとれる力を身につけるよう、令和2年5月に人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」を作成するとともに、9月には、学習指導資料その2として「考えよう！新型コロナウイルスに感染したこと」を作成しました。

2 令和3年度の対応

令和2年度の対応や生徒、保護者からの意見もふまえ、感染防止対策の徹底と学びの継続の両立に向けて以下の取組を進めています。

(1) 感染症対策と教育活動の継続

今後も健康管理等の感染防止対策を適切に実施しながら、県内の感染状況、最新の知見、國の方針などをふまえ、児童生徒の教育活動が継続できるよう対応していきます。

県立学校においては、感染防止のための消毒液や衛生備品の配備はもとより、高等学校や特別支援学校における通学時の「密」を避けるためのスクールバスの増便を行います。

感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備などを行う、スクール・サポート・スタッフについては、教員への支援体制が整い、児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、すべての公立学校に配置します。

学校行事については、令和2年度に実施できなかつたものもあることから、感染症対策を徹底のうえ、児童生徒が実施方法を考えるなど、工夫した事例も共有しながら、児童生徒の活動が充実したものとなるよう取り組んでいきます。

(2) 学習支援

県立高校においては、ICT環境を活用し、感染症や災害発生時における学びの継続、不登校の生徒への学習支援に係るオンライン教育の取組を進めます。例えば、オンデマンド動画について、生徒から自分のペースで繰り返し学習できるとの評価があったことから、積極的に学習に取り組めるよう教材の活用を進めたり、オンラインによる学校間や企業・大学等との交流に取り組みます。

また、新たな求人開拓や生徒の就職相談等の就職支援、地域の魅力ある企業や仕事内容等を生徒に提供する就職実現コーディネーターを増員し、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。

小中学校においては、子ども一人ひとりの状況に応じた丁寧な指導が実施できるよう、補充的な学習の支援や授業における教員の補助を行う学習指導員の配置を行います。また、外国人児童生徒の日本語指導・適応指導に係る取組を行う市町に対して補助を行います。

なお、小学校については、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、3年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境としていきます。

(3) 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

ネットパトロールやアプリ「ネットみえ～る」などの取組を引き続き進めるとともに、これらの取組から得られた事例等に基づき、児童生徒がいじめや誹謗中傷について自ら考え、学ぶことができる教材を作成し、各学校に提供します。

不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーについて各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも配置します。また、児童生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高校に配置します。

【参考1】 「三重県まん延防止等重点措置」をふまえた県立学校の対応の概要

① 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底します。同居の家族に症状がある場合は、登校を控えるよう保護者に依頼します。
- ・ 不要不急の寄り道等をせず下校するよう指導します。

② 教育活動

- ・ 児童生徒同士が近距離で活動するなどの「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、措置が解除されるまで延期を検討します。また、職場実習や看護実習、介護実習など、学校外の教育活動についても、受入先の意向を十分にふまえたうえで、可能な限り延期します。
- ・ 一定の人数が来校するような行事（授業参観、進路説明会、講演会等）については、延期します。

③ 部活動

- ・ 自校内の活動とし、休日等は昼食を伴わない午前または午後ののみの活動とします。
- ・ 高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟が主催する公式大会は、参加できるものとします。また、大会への参加は、部員、顧問、管理職、競技役員及び補助員のみとし、大会は無観客での開催とします。
- ・ 三重県高等学校総合体育大会及び春季東海地区高等学校野球大会に出場する学校は、昼食を伴わない午前または午後の県内学校との練習試合等については、実施することができることとし、同一時間帯の活動は自校を含め2校までとします。

④ 修学旅行・遠足

- ・ 最終学年以外の学年の修学旅行や、全ての学年の遠足については、延期することを検討します。
- ・ 最終学年での修学旅行については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置（特に重点措置を講じる区域）、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域であって、宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染防止策を徹底したうえで、実施することができることとします。

⑤ 教職員の感染症対策

- ・ 執務環境の見直しや校内会議のオンラインでの実施などにより、学校における各職員の接触機会の低減を進めます。
- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめるなど、感染拡大防止に努めます。

⑥ 特別支援学校における対応

令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」における「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づき対応します。

⑦ 県立学校体育施設開放について

三重県まん延防止等重点措置における特に重点措置を講じる区域（12市町）に所在する県立学校の体育施設開放については、20時までとします。

【参考2】県内公立学校の感染状況

令和2年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
小学校	1	0	0	1	6	0	4	6	5	22	7	4	56
中学校	0	0	0	3	7	2	3	6	9	22	5	1	58
県立学校	0	0	0	0	3	2	2	4	10	24	1	0	46
児童生徒 計	1	0	0	4	16	4	9	16	24	68	13	5	160
教職員	0	0	0	1	0	1	1	3	11	8	3	3	31
計	1	0	0	5	16	5	10	19	35	76	16	8	191

令和3年4月1日～5月16日

月	4	5	計
小学校	28	12	40
中学校	13	10	23
県立学校	13	8	21
児童生徒 計	54	30	84
教職員	5	4	9
計	59	34	93

3 三重県教育ビジョンについて

教育を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化や急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society 5.0）等が進む中で大きく変化しているとともに、子どもたちを取り巻く課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした社会情勢の変化や課題に的確に対応し、中長期的な視点から本県における教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針として、三重県教育改革推進会議や県議会での審議を経て、令和2年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

1 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法（第17条第2項）に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間としています。

※ 教育ビジョンは、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものであるとともに、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」に掲げた教育関係施策の実施に向けた計画となります。

2 教育を取り巻く社会情勢の変化・子どもたちを取り巻く課題

- ・ 人口減少、少子・高齢社会の進行
- ・ 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会、ダイバーシティ社会の実現
- ・ 急速な技術革新と超スマート社会（Society 5.0）の実現
- ・ グローバル化の進展
- ・ 雇用環境の変化
- ・ 家庭・地域の状況の変化
- ・ 子どもの貧困と教育格差
- ・ 安全・安心の確保
- ・ スポーツの振興
- ・ 教職員を取り巻く環境
- ・ 国の教育改革の動き

3 三重の教育における基本方針

人生100年時代やSociety 5.0時代の到来による社会の大きな変化の中で、子どもたち一人ひとりが豊かな人生を実現していくため、教育の重要性はますます高まっています。また、人口減少や高齢化等が社会的な課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わり、地域社会を発展させていくけるよう教育の充実を図っていく必要があります。

こうしたなか、「三重県教育施策大綱」に掲げられた6つの基本方針に基づき各施策を進めていきます。

- (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
- (2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
- (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
- (4) 三重に根ざした教育の推進
- (5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
- (6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

4 教育ビジョンに込める想い

三重の教育における基本方針をふまえ、「誰一人取り残さない教育の推進」、「子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成」、「『オール三重』による教育の推進」をこれからの中長期的な教育施策を進めていく上での三つの柱としています。

(1) 誰一人取り残さない教育の推進

家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、安心して学びに向かい、夢や希望を実現していくよう取り組んでいきます。

(2) 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていく力を育んでいくよう取り組んでいきます。

(3) 「オール三重」による教育の推進

子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくため、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育を推進していくよう取り組んでいきます。

5 教育ビジョンの基本施策

「三重の教育における基本方針」や「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現していくため、5つの基本施策を推進します。

基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育む中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成します。

基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和のとれた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って、世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりに豊かな未来を創っていく力を育みます。

基本施策3 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性やニーズに応じた教育、就学前から卒業後までの切れ目のない支援を実施し、自立と社会参画に必要となる力を育みます。

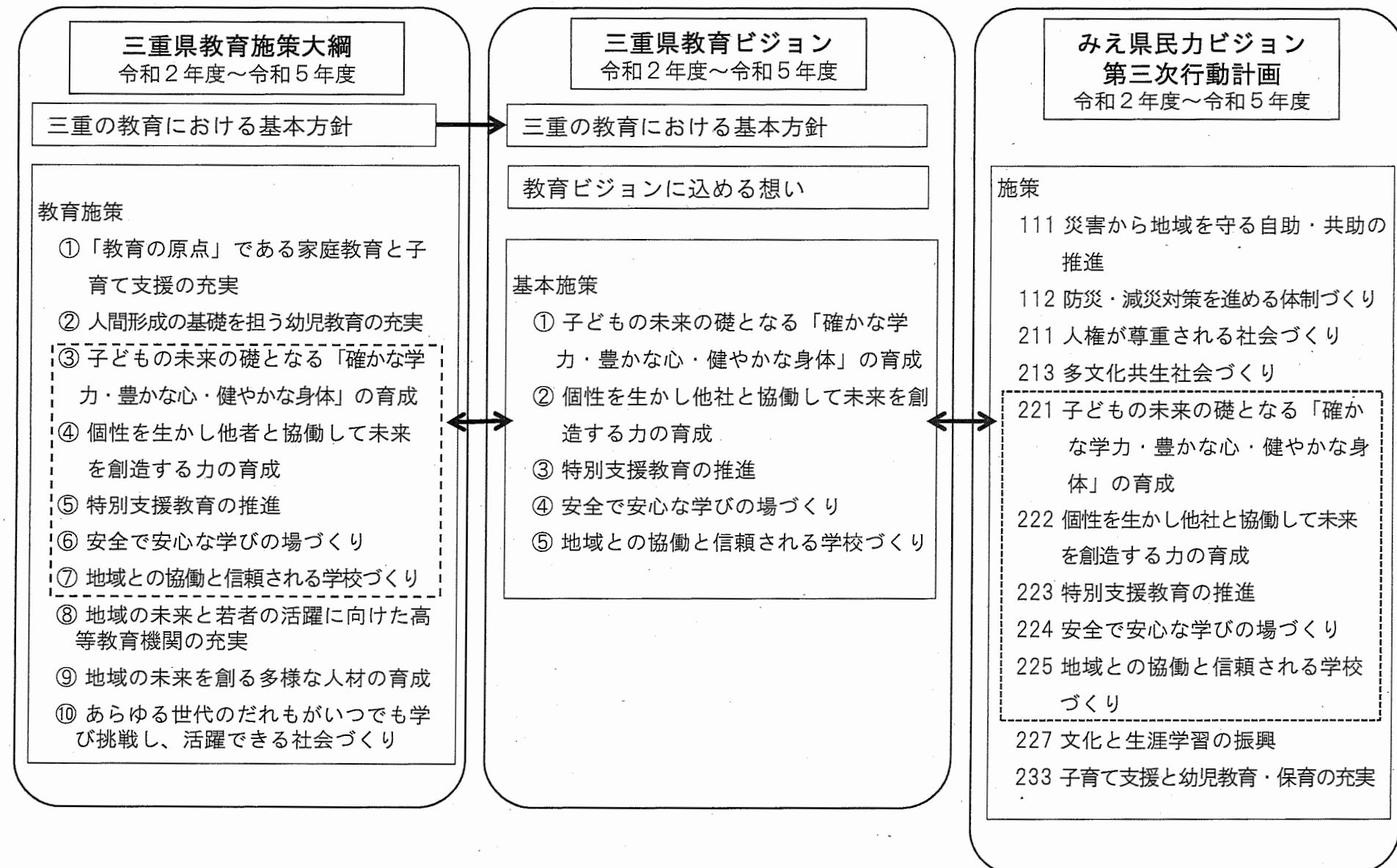
基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境をつくります。

基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、保護者や地域の方々等からの信頼を基礎に、学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していくける環境をつくります。

「三重県教育施策大綱」、「三重県教育ビジョン」、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の関係



4 県立高等学校の活性化について

1 現状

(1) 県立高等学校の活性化

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間。以下「計画」という。）に基づき、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力や社会とつながり貢献する力の育成に取り組むとともに、生徒一人ひとりに応じた多様な教育や地域で学び地域を活かす教育を推進しています。

(2) 設置状況（別紙参照）

全日制課程を53校（54校舎）、定時制課程を11校、通信制課程を2校に設置しています。また、本県における全日制・定時制高等学校の令和2年度の学科別在籍者数は、普通科54.9%、専門学科36.8%、総合学科8.4%となっています（公立と私立をあわせた全国における令和元年度の全日制・定時制高等学校の生徒数の割合は、普通科73.1%、専門学科21.5%、総合学科5.4%）。

2 取組状況

(1) 新しい時代を生き抜いていく力の育成

- 各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりする探究的な学びを推進しています。
- 教科横断的な視点で物事をとらえ、実社会での課題解決に向けて、創造的思考力や論理的思考力を育む取組を推進しています。

(2) 社会とつながり貢献する力の育成

- 地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等、平成30年3月に策定した「職業教育の充実・発展のための推進計画」に基づく実践的な職業教育を推進しています。
- 国際的な視野を持ち、さまざまな分野で活躍していくよう、留学や海外研修が実施できない場合でも、テレビ会議システム等を活用した海外の学校との英語でのディスカッションや共同研究などをとおして、生徒が国際的な感覚を身につけられるような取組を進めています。

(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進

- 午前・午後・夜間の3部制の定時制高校を各地域に3校設置するとともに、定時制高校で通信制課程を併修できるようにするなど、生徒が学びやすい環境

づくりに努めています。

- 高等学校において、発達障がいのある生徒に対するより専門的な指導・支援を行うため、平成31年4月から伊勢まなび高校で通級による指導を実施しています。令和3年度は、みえ夢学園高校でも通級による指導の実施に向け、教育課程の編成や教員研修等の取組を進めます。
- 外国人生徒が、地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、学習指導や進路指導を行う外国人生徒支援専門員の配置（飯野高校、みえ夢学園高校、松阪工業高校）を行っています。

(4) 地域で学び地域を活かす教育の推進

- 1学年3学級以下の小規模校では、令和元年度から地域課題の解決に向けた探究的な学びを展開する「地域課題解決型キャリア教育モデル構築事業」を実施しています。生徒が地域課題や地域の特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら課題解決に取り組むことを通じて、これからの中の社会の変化に対応できる「生きる力」を育み、将来地域で活躍する姿を思い描くことができる高校生の育成をめざした取組を推進しています。
- 観光や交通、SDGs等の視点をふまえた、地球的大規模の課題に関するディスカッションやディベートを行ったり、地域の方々から現状や課題を聴き取って地域課題の解決に向けた提案を考えたりするなど、自治体や産業界等と協働する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を実施しています。
- 高校生が地方創生や地域活性化の重要性について理解し、地域のことを主体的に考え行動する意欲や地域の課題解決に取り組む姿勢を身につけられるよう、フィールドワークや他地域の高校生とのディスカッション等に取り組む「高校生地域創造サミット」を実施しています。

3 今後の対応

現計画は令和3年度末までを計画期間としていることから、環境変化をふまえたこれからの中の高校での学びや望ましい学校規模と配置等を含めた今後のあり方について、三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）での審議を経て、今年度中に新たな計画を策定します。

推進会議では、地域の活性化推進協議会で出された意見や、令和2年度の県立高等学校みらいのあり方検討委員会における議論も参考にして、審議を行います。

今後は、6月の教育警察常任委員会においては、今後の進め方など策定にあたっての基本的な考え方を、10月には骨子案、12月には中間案、パブリックコメントの実施を経て、3月には最終案を説明します。

県立高等学校の教育課程による分類 【令和3年4月入学生】

別紙

全日制課程

※【単】は単位制

普通科

コース
制

桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、
菰野、神戸、白子、石薬師、稻生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、
白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(南勢、度会校舎)、志摩、上野、
名張青峰【単】、尾鷲【単】、木本、紀南【単】

農業

四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比較文化・歴史、数理情報)、
四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養)、久居(スポーツ科学)【単】、
伊勢(国際科学)、名張青峰(文理探究)【単】、尾鷲(プログレッシブ)【単】

工業

桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、
伊賀白鳳(機械・電子機械・建築デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】

商業

四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、
伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】

水産

水産(海洋・機関、水産資源)

家庭

四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、
相可(食物調理)、明野(生活教養)

看護

桑名(衛生看護)

情報

亀山(システムメディア)

朝明(ふくし)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】

桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稻生(体育)、
飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、
松阪商業(国際教養)【単】、上野(理数)

総合学科

いなべ総合学園、飯南、昂学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】

定時制課程

普通科

桑名、北星【単】、飯野【単】
松阪工業【単】、
伊勢まなび(昼間部)【単】、
上野、名張【単】、尾鷲【単】、
木本【単】

専門学科

北星(情報ビジネス)【単】、
四日市工業【単】、
伊勢まなび(夜間部:
ものづくり工学)【単】

総合学科

みえ夢学園【単】

通信制課程

普通科

北星【単】、松阪【単】

5 防災教育・防災対策の推進について

1 現状と課題

- (1) 南海トラフ地震や津波、頻発する台風や局地的大雨等の自然災害から児童生徒の命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、学校と家庭や地域が連携して、防災力の強化を図ることが重要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭や地域と連携した防災教育に取り組む学校が減少しており、感染症対策を講じた防災教育の進め方を検討する必要があります。
- (2) 大川小学校津波訴訟判決を受けて、文部科学省から、「想定を上回る災害発生に備えて、複数の避難場所・避難経路を設定すること」「教職員が迅速かつ的確に判断・行動できるようにすること」など、これまで以上の防災体制の構築を学校で推進する通知が出されたことをふまえ、各学校の危機管理マニュアルを見直し、防災体制を強化する必要があります。また、教職員を対象とした防災に関する研修等を通じて、教職員の実践的な災害対応力の向上を図る必要があります。
- (3) 大規模災害発生時には、多くの学校が地域住民の避難所としての役割を担うことから、避難所の運営や被災した児童生徒の心のケア、学校の早期再開などを行うための体制を整える必要があります。
- (4) 県立学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなる施設です。施設の安全・安心を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化実施計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化など設備面の機能向上にも取り組む必要があります。また、多機能トイレの整備など、バリアフリー化を進める必要があります。

2 令和3年度の主な取組

(1) 防災教育の支援

①防災ノートの配布、活用

「防災ノート」を配布して学校での防災教育を推進するとともに、「防災ノート」の家庭での活用を促進します。

- ・ 小学生低学年版、小学生高学年版、中学生版、高校生版を作成し、公立小中学校、県立学校の新入生および小学校の新4年生に配付
- ・ 外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を配付
- ・ 防災ノートの保護者への周知、家庭で災害時の行動を話し合うワークシートの作成

②感染症対策を講じた防災教育の実施

コロナ禍でも安心して体験型防災学習や家庭、地域と連携した防災訓練等が実施できるよう、学校の取組を支援します。

- ・職員を学校に派遣して、感染症対策を講じた防災教育支援プログラム等を実施

【支援プログラムの主な内容】

児童生徒の体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、防災タウンウォッチング・防災マップ作成、避難所運営体験等）、保護者や地域住民等と連携した避難訓練や防災学習

- ・オンラインなどを活用した防災講座の実施 等

（2）学校の防災対策強化

①防災体制の見直し

市町教育委員会、県立学校を訪問して意見交換を行い、想定を上回る災害が発生した場合の対応など各学校における防災体制を確認し、体制の見直しの支援を行います。

【防災対策見直しに向けた支援】

- ・校内研修の支援（防災学習指導計画の作成等）
- ・防災体制の点検、見直し支援（危機管理マニュアルの内容点検、避難場所の安全点検、防災訓練等）

②学校防災リーダーの配置

各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センターと連携した防災に関する研修等を通じて、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

【研修内容（予定）】

- ・学校防災概論（学校防災計画、指導計画、防災ノートの活用、被災地に学ぶ防災教育、実践事例報告等）
- ・災害時の学校運営等を経験した講師による防災研修
- ・大川小学校津波訴訟を題材とした教職員向け危機管理研修

（3）災害時の学校支援体制の整備

①三重県災害時学校支援チームの整備

災害時における学校の早期再開、児童生徒の心のケア等の災害対応力を備えた教職員（50名）により令和3年1月に発足した「三重県災害時学校支援チーム」について、引き続き、隊員の募集・育成を行うとともに、発災時に速やかに隊員を派遣できる体制を整備します。

- ・令和3年度に新たに40名程度の隊員を育成
- ・令和2年度に育成した隊員のスキルアップ研修の実施
- ・市町教育委員会や教職員の代表からなる「災害時学校支援チーム運営委員会」を開催し、支援チームの運営方法を検証して、災害発生時の隊員派遣に関する体制を整備

②県立学校の指定避難所指定

避難所における感染症対策として、市町から避難所を分散させるために県立学校を指定避難所として活用したい旨の依頼があった際には、積極的に対応するよう県立学校に周知するとともに、避難所の指定が円滑に進められるよう、支援します。

(4) 学校施設の防災・耐震対策の推進

①県立学校

県立学校施設について、令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、安全面を最優先にして、計画的に老朽化対策を進めるとともに、普通教室棟のトイレの洋式化など設備面での機能向上にも取り組みます。

なお、老朽化対策とあわせて、非構造部材の耐震対策や、学校施設のバリアフリー化に向け多機能トイレの整備などを行います。

②公立小中学校

非構造部材の耐震対策工事や老朽化対策、またバリアフリー化の整備等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

(5) 県立学校の空調整備

猛暑に備えるため、使用頻度の高い特別教室への空調設備の設置や老朽化している空調設備の更新に取り組みます。

6 学校における働き方改革の推進について

1 時間外労働時間削減に向けた取組

(1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。

令和元年 12 月に給特法（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」）が改正されました。これを受け、県教育委員会及び市町教育委員会は、所管する学校の教職員の時間外労働の上限を月 45 時間、年 360 時間とする規則及び方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等の学校における働き方改革を進めてきたところです。

令和 2 年度における時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数とすべての教職員に対する割合は、小学校で約 678 人（9.6%）、中学校で約 883 人（23.3%）、県立学校で約 235 人（5.0%）となりました。令和元年度同期間と比較すると、月平均人数は小学校で 47.1% 減、中学校で 40.5% 減、県立学校で 56.6% 減となり、改善は進んでいるものの、生徒指導対応や新型コロナウィルス感染症の拡大防止対策もあり、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

各教育委員会及び学校は、教職員の長時間労働の解消に向け、抜本的な業務の削減や見直しを進め、学校における働き方改革をなお一層推進する必要があります。

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	1,637(23.0%)	1,617(22.7%)	1,282(18.1%)	678(9.6%)
中学校	1,853(47.6%)	1,752(46.0%)	1,484(39.2%)	883(23.3%)
県立学校	619(13.8%)	619(13.9%)	542(12.4%)	235(5.0%)

※ () 内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

(2) 今後の取組

令和 3 年度は、引き続き、県教育委員会及び市町教育委員会と学校が一体となって、総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した 3 項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）に取り組むほか、ＩＣＴを活用したオンライン会議による移動時間の縮減、教育委員会が行う調査・報告や会議・研修会等の削減・縮減を推進します。

また、スクール・サポート・スタッフを全ての公立学校（小中学校 | 494

校、分校を含む県立学校 75 校) に配置するほか、部活動指導員を 84 名 (51 名増) 配置します。加えて、スクールカウンセラー (62,969 時間 20.5% 増) 及びスクールソーシャルワーカー (13,705 時間 45.7% 増) の配置時間を拡充します。

(3) 一年単位の変形労働時間制について

令和元年 12 月に改正された給特法により、令和 3 年 4 月から、公立学校の教員について、一年単位の変形労働時間制の導入が可能となりました。

本制度は、学校の業務量は年間を通して繁閑があるということをふまえ、年度初めなどの業務量が多い時期の勤務時間を増やす代わりに、夏休みなどの長期休業期間に勤務時間が割り振られない日を設定することとし、業務の繁閑に応じて勤務時間の配分を認める制度です。

長期休業期間において勤務時間が割り振られない日を確保することで、教員のリフレッシュの時間等が確保できるため、学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢となるものです。

なお、県立学校及び小中学校において本制度を導入するためには、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正し、本制度に関する規定を設ける必要があります。

県教育委員会としては、本制度について、条例の改正も含め検討を行っているところです。

2 教職員の健康管理について

(1) 現状と課題

教職員のメンタルヘルスの不調には、「本人が気づきにくい」、「周りに相談できず一人で抱え込みがちである」、「再発しやすい」、「採用時や異動後など環境の変化があった場合に生じやすい」といった特徴があることをふまえ、予防対策、不調者への早期対応、復職支援及び再発防止の各段階での取組を行っています。

本県における教職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、平成 30 年度に 0.58% と、5 年ぶりに減少したものの、令和元年度は 0.59% (在職者数 14,760 人のうち 87 人) と微増し、依然として高い水準にあることからこれまでの取組がより効果的なものとなるよう進めていく必要があります。

三重県および全国の教職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合 (単位: %)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度
三重県	0.54	0.59	0.65	0.65	0.65	0.58	0.59
全 国	0.55	0.55	0.54	0.53	0.55	0.57	0.59

(2) 今後の取組

①予防対策

(ア) 各種研修

心の健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修及びメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が、所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長及び新任教頭を対象として実施します。異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員が産業医との面談の機会を設けるよう取り組み、メンタル不調の予防に努めます。

(イ) ストレスチェック

教職員のストレスへの気づきや職場環境の改善を通じて、メンタル不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施します。「ストレスチェック」の結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

②メンタル不調者への早期対応

心の不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

③復職支援及び再発防止

療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に慣れるため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を実施し、復職後も概ね1年間、臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止を図っていきます。

④メンタル不調者の分析と取組の改善

毎年一定数の教職員がメンタル不調により休職する状況が続いていることから、休職に至った要因や背景の分析を行ったうえで、10月頃を目指に、臨床心理士や精神科医の専門家からの助言をいただき、その内容をふまえてより効果的な取組となるよう改善を検討します。

7 不祥事根絶に向けた対応策について

1 県教育委員会における課題

令和2年度、教職員による不祥事や不適切な発言により児童生徒を著しく傷つける事案が相次いで発生し、公教育への信頼を大きく失している状況にあることから、県教育委員会では、県教育委員会事務局や県立学校の組織運営、教職員の児童生徒との関わり方や意識に係る課題を、外部の方や関係者の意見も聴取しながら洗い出しました。主な課題として、以下のものがあります。

(1) 組織運営における課題

- ・不祥事やいじめ重大事態など、危機管理事案が生じた際、その初動、進捗管理、各課の連携、学校への指導・助言において、組織的な対応が十分にできなかったり、これまでの経験が生かせなかったりするケースがある。
- ・学校の組織体制が十分に機能せず、学校の方針や国・県の狙いが、一人ひとりの教職員にまで行き届かず、その趣旨が徹底されていないケースがある。
- ・校長がリーダーシップを発揮して組織運営できるよう支援が必要である。

(2) 教職員の児童生徒との関わり方や意識に係る課題

- ・職務の特徴や多忙な状況も相まって、周囲の教員の指導や子どもへの関わり方が不適切な場合に注意やアドバイスしたり、課題が生じた際に積極的に支え合ったりする意識が弱いケースが見受けられる。
- ・場合によっては毅然とした指導を要する場面があることとも相まって、教える側と教えられる側という児童生徒との絶対的な関係性を当然の上下の関係性と捉えてしまい、子どもが権利の主体であるとの認識が希薄な教員もいる。このような教員が不適切な言動を行い、自分の言動が子どもたちの人権を侵害していることに気づいていないケースがある。

2 不祥事の根絶に向けた取組

令和3年3月11日、その対応策を「不祥事根絶に向けた対応策について」として取りまとめ、県立学校に周知しました。県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶と教育の信頼回復に向けて全力で取組を進めているところです。

また、各市町教育委員会に対しては、市町教育長会議において県教育委員会の取組を参考に、不祥事根絶に向けたより実効性のある取組を、それぞれが主体的に進めるよう依頼しました。

不祥事の根絶に向けた取組状況は、以下のとおりです。

(1) 「コンプライアンス推進委員会」による支援

県教育委員会事務局に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、年7回の定

例開催に加え、課題に応じた随時開催を通じて、教職員向けのコンプライアンス・ハンドブックや管理職向けの危機対応マニュアルの策定、校内研修で活用する研修題材の作成等により、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を検討するとともに、学校の取組を支援します。

(2) 「学校信頼向上委員会」の設置

各県立学校に「学校信頼向上委員会」を設置し、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を検討します。これを各学校の「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事として取り組んでいきます。

県教育委員会は、校長の期首面談等の場を用いて取組状況を聴き取り、進捗状況を確認し、必要な助言を行うとともに、優良な取組を他校に働きかけます。

(3) 講師等の研修の見直し

講師等の研修を見直し、臨時の任用講師は、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を3年に1回は受講し、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出することとします。

また、臨時の任用講師及び非常勤講師に対し、各学校で年度当初に「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや講師の服務等について、校長が研修を行います。

(4) 教職員によるセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等にかかる生徒へのアンケートの実施

体罰の実態を把握するために実施している児童生徒へのアンケートに合わせて、教職員によるセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等についてのアンケート調査を実施し、被害を把握するとともに、回答内容をふまえた対応を行います。

(5) 初任者研修及び年次別研修

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、従来対面で行う職員に対する研修をネットDE研修で代替して行いました。令和3年度は、4月にオンラインで実施した第1回初任者研修において、コンプライアンスについての研修を行うとともに、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを6月に提出させることとしました。

また、教職6年次研修及び中堅教諭等資質向上研修においても、コンプライアンスについての研修を実施し、教員としてあるべき姿を改めて考え方を変える機会を設けます。

(6) 管理職選考試験

令和元年度実施の管理職選考試験から、コンプライアンスや不祥事根絶のために、これまでに実践した取組及び管理職として任用された後に実践したい取組について、事前論文を提出させています。論文については、新任管理職研修等で振り返る機会を設けることとしています。

(7) 校長による教職員面談・相談

健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握して、面談で活用するとともに、こまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援しています。

8 ICTを活用した教育の推進について

1 ICT環境について

県内のすべての市町では、小中学校におけるICT環境の実現に向けたGIGAスクール構想にかかる国の補助金を活用し1人1台端末の整備をすすめており、令和2年度中に28市町が整備を完了しました。

県立学校では、令和2年度に、無線LAN環境や、電子黒板付きプロジェクターを整備するとともに、高校には3クラスに1クラス程度の学習用情報端末を整備しました。

令和4年度以降の入学生は小中学校で1人1台端末の環境で学んでおり、高校でも同様の学習環境を整える必要があり、全国的にも1人1台端末の整備が進んでいます。これを踏まえ、本県の高校における1人1台端末の整備は、学校の授業での活用に加え、家庭でのデジタル教材やアプリによる学習など、学校と家庭の切れ目ない学習環境の構築をめざすとともに、各生徒の興味・関心や到達度に応じた活用など、個別最適な学びが実現できるよう、令和4年度入学生から個人が所有(BYOD: Bring Your Own Device)することを基本とします。

端末の準備が困難な世帯へは、令和2年度中に整備した端末や、令和3年度に整備する予定の端末を貸与します。また、家庭での通信料については、高校生等奨学給付金受給世帯を対象として、年間12,000円が給付されることを紹介します。

今後は、教育のICT環境を効果的に活用し、学びの質の向上を図るため、以下の取組を進めます。

2 教育活動、学習活動の変革(高等学校)

(1) ICT機器の授業等での活用

- ・ アプリで課題プリントを配信したり、板書をプロジェクターで投影したりすることで、生徒が文章や図表を書き写す時間を節約し、個人やグループで話し合う時間を充分に確保します。
- ・ 教科書・プリント等の紙の教材では理解が難しい内容を動画で視聴したり、インターネットを活用した調べ学習を実施したりします。
- ・ アプリを活用して、生徒の意見や授業アンケートなどを即時に集計します。

(2) オンラインによる取組

- ・ 県内外の高校との交流、大学との授業連携、資格取得などに活用します。
- ・ 暴風雨による休校時、不登校等の生徒の支援などに活用します。

(3) 1人1台端末環境下でめざす取組

- ・ 家庭での予習・復習やデジタル教材による家庭学習の充実、学習端末を通じた宿題の提供と提出など、学習端末を学校と家庭で切れ間なく使用することで、学習習慣の定着と学習内容の理解向上を図ります。

3 A I ドリル教材を活用した学びの変革（高等学校）

モデル校3校（大学進学者が多い高校、学力層の幅が広い専門高校、基礎学力の定着を重視する高校）で、英数国3教科でA I ドリルと英語4技能（聞く、読む、話す、書く）のコンテンツを活用した授業を実施し、学力向上、学習意欲の変容など、一人ひとりに応じた効果的な学びを検証します。

- ・ 大学進学者が多い高校…A I ドリルで発展的学習を行い、個々の興味関心や理解度に応じた授業とともに、家庭学習でも活用し、高いレベルの指導を実現
- ・ 学力層の幅が広い専門高校…講義と一律演習の学習スタイルでは、個々に応じた授業展開に課題があるため、A I ドリルを活用し理解度に応じた授業を実現
- ・ 基礎学力の定着を重視する高校…A I ドリルによりつまづいている箇所などを把握・分析し、指導の改善に生かし学力向上を実現

日々の授業の後半に、A I ドリルとWEBアンケートによる振り返りを行い、理解度・学習意欲を把握します。単元終了後や学期末等にも振り返りを実施し、変容を検証します。

5月と2月に「学びの基礎診断テスト」を受け、学習到達度を15段階（S 1～D 3）で測定し、他校やこれまでの自校のデータと比較し効果を検証します。

英語の4技能（聞く、読む、話す、書く）は、外部検定試験（G T E Cや英検）のスコアや合格者数の経年比較による成果の検証、学校作成のスピーキングテストやライティングテストで検証します。

一人ひとりの学習の進捗や理解度、学習時間などを記録し可視化します。

4 経済産業省「未来の教室実証事業」の展開（高等学校）

平成30年度から、県立高校3校（宇治山田商業、四日市工業専攻科、名張青峰）でMa a S（Mobility as a Service：すべての交通手段による移動をシームレスにつなぐ概念）をテーマにS T E A M（Science：科学、Technology：技術、Engineering：工学、Arts：リベラルアーツ・教養、Mathematics：数学）プログラムを企業や大学の協力を得て実施し、論理的思考力、協働性等の資質能力の向上を図っています。実社会で活躍している人材のコンピテンシー14項目（課題設定、論理的思考力、疑う力、決断力、耐性、表現力、柔軟性、共感・傾聴力など）を設定し、S T E A Mプログラムの実施前後で、企業が開発したコンピテンシー測定ツールを用いて測定しました。

今後は、令和3年度から6年度までの4年間で全ての県立高校を以下の①、②の2グループに分けて実施します。

① 商業、工業、農業の職業系学科を中心に、Ma a SをテーマとしたS T E A Mプログラムの実施

R 3年度：8校、R 4年度：12校、R 5年度：17校、R 6年度：17校

② 普通科等の探究学習にオンライン上のS T E A Mコンテンツを組み込み、より実社会との接点を重視した学習の実施

R 3年度：9校、R 4年度：13校、R 5年度：28校、R 6年度：40校

5 特別支援学校における I C T 機器の活用（特別支援学校）

（1）授業等での活用

- ・障がいの状態や特性および発達の段階に応じて、各教科の学習内容の理解や定着、意思表示等のコミュニケーションを支援するための端末の活用を進めます。
- ・視線入力装置や点字ディスプレイ、音声読み上げソフト、ボタンマウスなどにより、障がいのある児童生徒の I C T 機器の活用の機会を広げ、学習を支援します。
- ・小中学校等との交流及び共同学習では、事前に内容や方法等を学校間で検討のうえ、対面による直接的な交流に加え、移動に係る時間や距離等に関係なく実施できるオンラインによる交流を計画的に進めます。

（2）高等部生徒の就労支援

- ・特別支援学校高等部生徒の I C T を活用した在宅就労につながるよう、キャリア教育サポーターが職場実習の可能な事業所の開拓について、雇用経済部の協力も得ながら行うとともに、特別支援学校では、障がいや体力面などで移動が困難な生徒の職場実習への参加の支援を行います。

（3）活用事例の共有

- ・特別支援学校における障がいに応じた I C T 機器の活用事例をドライブ上(Google Drive)の共有フォルダに追加します。

6 みえスタディ・チェックの C B T 化（小中学校）

1人1台学習端末が整備された環境を生かして、みえスタディ・チェックを C B T (Computer Based Testing) 化し、令和3年度第2回（令和4年1月）から実施します。問題ごとに県教育委員会が作成したワークシートを予め紐付けし、わからなかつた問題は解答後にタイムラグなく学び直しができるシステムとします。

経年的課題であり、各学年の学習内容の積み上げが重要である「割合」「図形」「読む力・伝える力」については、学習内容を遡って学習できる C B T ワークシートを提供します。これまでには、つまずきが何年生のどの単元のどの内容か、教員の経験に頼って指導していましたが、 C B T ワークシートの活用により、根拠を持って個に応じた指導を進めることができます。

また、理解の状況や学習ニーズに応じた学習ができるよう、国語、算数・数学のワークシートを全て、単元毎に提供します。

7 習熟の程度に応じた I C T を活用した指導方法の研究・検証（小中学校）

モデル校（小学校49校・中学校19校）を指定し、小学校5年生、中学校2年生の算数・数学の習熟度別指導の中で、効果的な I C T の活用場面について実践研究を行います。経年的課題である「割合」「図形」の単元において、学習端末をどの場面でどのように活用すると子どもたちの理解・定着や学習意欲の高まりにつながるのか検証します。

学習内容の理解・定着状況については、みえスタディ・チェック（4月、1月）、理解・定着確認テスト（11月）を活用し、モデル校とモデル校以外で比較検証します。また、学習意欲の高まりについては、学習端末の活用場面を指定した授業後や、実践前（5月）

と実践後（1月）にモデル校に対してアンケートを実施し、検証します。

8 市町教育委員会、小中学校への支援（小中学校）

（1）県教育委員会と市町教育委員会の連携

- ・小中学校におけるICT教育推進連絡会議の開催

小中学校におけるICT利活用に係る県教育委員会と市町教育委員会情報教育担当者との情報共有・意見交換等を目的として、昨年9月に「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を設置しました。令和3年度においても、「端末の活用に関する先進事例や課題の共有等のため、引き続き実施していきます。

- ・共有データベースの充実

令和3年4月からの学校での活用事例を収集し、教材や指導案等を各学校及び各市町教育委員会と共有できるデータベース（Google Drive）に追加して活用を図ります。

（例）1人1台端末を活用した授業の様子（10分程度にまとめたもの）、

簡易な指導案等、市町教育委員会の取組により作成された教材等

（2）教育コンテンツアドバイザー及びセキュリティアドバイザーの市町派遣

小中学校に整備された1人1台端末の効果的な利活用及び高速大容量の通信ネットワークを用いた安全な学校ICT環境の構築には専門的知見が必要です。指導方法や安全な使用ルールの策定・周知を含め、計画的な利活用を進めていくことでGIGAスクール構想の推進に向けて取組の充実を図ります。令和3年度から三重県教育コンテンツアドバイザーを1名増員し、三重県ICT環境整備（セキュリティ分野）アドバイザーとあわせて、3名のアドバイザーを派遣します。

教育コンテンツアドバイザーは、学校の要望に基づいた教育コンテンツや授業での効果的な活用につながる助言等の支援を行います。また、ICT環境整備（セキュリティ分野）アドバイザーは、「情報セキュリティポリシーの策定支援」や「児童生徒が端末を持ち帰る際のルール策定支援」など、1人1台端末運用にかかるセキュリティ面での支援を行います。

（3）初期段階対応GIGAスクールサポーターの派遣

国のGIGAスクールサポーター配置促進事業を受けておらず、ICT支援員を配置していない市町等に対して、優先的に初期段階対応GIGAスクールサポーターを派遣します。主に教員が1人1台端末を使用していく中で出てきた疑問点のフォローアップと、三重県内共通で導入しているプラットフォーム（Google Classroom）の運用の仕方についての支援を行います。（派遣目標：8市町）

9 今後の取組

県全体のデジタル戦略の方向性をふまえ、学校でのICTを活用した教育、市町教育委員会の取組の支援、効率的・効果的な業務の実現などについて、計画的、総合的に推進します。

9 小中学校教育について

平成29年3月31日に新しく改訂された幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は令和2年度から、中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施されています。

特に、「GIGAスクール構想」の推進、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化、小学校プログラミング教育の必修化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を引き続き進めていく必要があります。

1 道徳教育の充実

生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題の発生や、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が懸念される中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力等を向上していくため、「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことが求められています。このことから、各学校における道徳科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 県全体での道徳教育の充実を図るため、道徳教育推進教師や各市町道徳教育担当指導主事を対象とした道徳教育推進会議等で、情報交換および協議を行います。

(令和3年度5回開催予定)

また、好事例の学習指導案を、県教育委員会のWebサイトやクラウド上に随時掲載していきます。

- ② これまでの実践研究の成果や道徳教育アドバイザーの派遣による授業実践の好事例をまとめた「道徳科の指導資料集」(令和2年3月・県教育委員会作成)の活用を促すとともに、引き続き、道徳教育アドバイザーを学校へ派遣し、効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。

(道徳教育アドバイザー派遣：1校あたり3回程度。令和3年4月30日現在、8市町10校に派遣予定。)

- ③ 道徳教育実践推進地域に指定した市町を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。(実践推進地域：四日市市、名張市)

2 外国語教育の充実

新学習指導要領が全面実施されたことをふまえ、外国語活動、外国語科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 小中連携やパフォーマンステストについて、大学教授や小中学校教員、小中学校教育課及び研修推進課の指導主事等で研究を進め、その成果を県内小中学校に周知します。

- ② 教員の指導力向上のため、小中学校教員を対象とした授業づくり研修や、文部科学省の教科調査官を招へいする指導と評価に関する研修、市町教育委員会と連携した研修などを実施します。

- ③ 中学校においては、豊富な会話例と音声により「読む」「聞く」「話す」「書く」力を総合的に育成することができるNHK語学番組を活用した「基礎英語LEAD」をモデル地域に導

入り、英語による言語活動を中心とした授業を行い、その成果を普及します。

- ④ 郷土に愛着や誇りを持つとともに英語による発信力を向上するため、中学生がふるさとについて英語でまとめて発信する「ワン・ペーパー・コンテスト」を開催します。

3 プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成

情報技術が人間の生活にますます身近なものとなる中で、その働きを理解して、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために「プログラミング的思考」を身につけることが必要です。小学校において、令和2年度からプログラミング教育が必修となり、令和3年度から新学習指導要領が全面実施となる中学校の技術・家庭科（技術分野）においてもプログラミング教育がより高度な内容となるため、以下の取組を進めます。

- ① プログラミング指導者育成研修の受講者(平成29年度からの4年間でのべ124名)が、各地域において主となり、受講内容の還流研修や実践に基づき、プログラミング教育の充実を図ります。
- ② これまで育成した指導者等の協力のもと、各学校と各市町教育委員会と共有できるデータベース(Google Drive)上にプログラミング教育実践集を掲載することにより、教職関係者(県のGoogleアカウント保持者)がすぐにアクセスできる環境を整えます。
- ③ これまでの取組の検証を行い、教科の学びを深めるためのより効果的なプログラミング教育への改善を図る研修を行います。

4 幼児教育の推進（三重県幼児教育センターの取組）

現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針等においては、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」が共通して示されるなど、小学校以降の教育を見据え、内容の整合性が図られています。幼児教育・保育のより一層の質の向上が求められるとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組を充実する必要があることから、以下の取組を進めます。

- ① 県教育委員会事務局内に設置した三重県幼児教育センターから、市町と連携しながら県内の園を訪問して助言・支援を行う幼児教育アドバイザー、県の関係部局や幼児教育アドバイザー、市町の幼児教育推進への助言を行う幼児教育スーパーバイザーを配置します。
- ② 市町や幼稚園等における保育者の人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。
- ③ 平成30年3月作成の「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」に、実践事例を加えた令和2年3月改訂版を県内の幼稚園等や小学校に再周知し、手引きを活用した取組を市町と連携しながら進めます。
- ④ 就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの活用を促進します。

5 夜間中学について

平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)や同法に基づく文部科学省の基本方針等をふまえ、

都道府県にも、夜間中学を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが求められています。

令和2年度に、本県における学びの機会をいかに確保するかについて方向性を明らかにするため、県教育委員会は令和元年度及び令和2年度にニーズ調査を実施するとともに、県内における複数の外国人支援団体、就業サポート団体の代表者、大学関係の有識者等を構成員とする「夜間中学等の就学機会の確保の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

＜令和2年度の主な結果＞

高等学校以上を卒業している者を除く回答 181件

うち「学び（直し）たい」という回答 163件

「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があつたら通いたい」という回答 160件

・夜間中学	53件 (33%)
・一部の分野・教科等の学習の場	32件 (20%)
・日本語だけを学ぶ場	73件 (46%)
・その他	2件 (1%)

これらの調査結果をふまえ、令和3年3月、検討委員会として、本県における就学機会確保に係る今後の取組について、次のような実施方法を実証的に検証していくことが適当であると今後の方針をまとめました。

- ・義務教育段階の内容を学習する学び（直し）の教室を試行的に実施すること
- ・希望者に実際に教室を体験しながら就学機会確保の取組への理解を深め、県民のニーズの掘り起こしを図ること
- ・教育内容や授業の方法等に係る具体的なニーズや課題を丁寧に把握すること

この提言を受け、本県にふさわしい新たな学びの場を具体化するため、実証的検証の場として令和3年度に体験教室を実施します。具体的には、8月下旬から3か月間程度、午後6時頃から2～3時間程度、週2回行い、県内2か所での実施を計画しています。対象は、義務教育を十分に受けることができなかつた人、外国籍で日本の中学校程度までの基礎的な学習をしたい人です。内容は、義務教育段階の教科（国語、数学）を予定しています。県内全域に広報を行い、参加者を募り広く周知を図ります。

令和4年度においては、引き続き実証的検証を行いながら、これらの検証をふまえ、夜間中学の設置の可能性について判断します。夜間中学を設置することとなつた場合、その後約2年間で、条例・規則改正や施設設備の整備などの具体的な検討・準備を進めてまいります。

10 学力の育成について

I 学力の育成

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度(学びに向かう力)を養うことが大切です。

子どもたちが主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力の育成に取り組みます。

1 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は通常の年とは異なる状況の中、みえスタディ・チェックを活用して、学習内容の理解・定着状況の把握を行いました。

その結果、基本的な内容や、学習内容の積み上げが大きく影響する算数・数学の「割合」等の問題で依然として課題が見られました。今後、学習内容の定着状況や児童生徒の習熟の程度に応じて、既習の学習内容を繰り返し学んだり、学年を遡って学んだりする指導の工夫が必要です。

また、令和2年7月に県独自で小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象とした学習習慣等を把握するための質問紙調査を実施しました。「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している」と肯定的に回答した割合は、平成31年度(令和元年度)の全国学力・学習状況調査より中学生は2.3ポイント増加しましたが、小学生は4.1ポイント減少しました。「家で自分で計画を立てて勉強している」と肯定的に回答した割合は、中学生は4.5ポイント増加しましたが、小学生は8.7ポイント減少しました。学習習慣等に課題が見られることから、学校と家庭・地域が連携し、子どもたちが主体的に学習に取り組める環境づくりを進める必要があります。

<主な質問項目の結果>

*数値は、肯定的な回答をした児童生徒の割合、()の数値は、全国との差を示します。令和2年度は、全国学力・学習状況調査が中止となったため、全国との差は記載していません。

ア 自己肯定感、達成感等に関する状況

- 「自分にはよいところがある」「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している」において肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。
- 「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」において肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より減少しています。

○自分にはよいところがある

	H29	H30	H31	R2
小学生	77.4(-0.5)	83.4(-0.6)	80.1(-1.1)	79.1
中学生	73.2(+2.5)	79.9(+1.1)	74.9(+0.8)	79.1

○ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある

	H29	H30	H31	R2
小学生	95.1(+0.3)	—	95.3(+0.1)	92.8
中学生	95.5(+0.8)	—	94.3(+0.4)	93.2

○難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している

	H29	H30	H31	R2
小学生	78.1(+0.7)	—	78.7(-0.3)	74.6
中学生	73.2(+2.2)	—	70.7(+0.4)	73.0

イ 学習習慣等に関する状況

- 「平日の学習時間(1時間以上)」において肯定的な回答割合が小中学生ともに昨年度より増加しています。
- 「家で自分で計画を立てて勉強している」において肯定的な回答割合が小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。

○平日の学習時間（1時間以上）

	H29	H30	H31	R2
小学生	61.6(-2.8)	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)	67.1
中学生	66.5(-3.1)	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)	77.3

○家で自分で計画を立てて勉強している

	H29	H30	H31	R2
小学生	62.8(-1.7)	67.6(±0)	71.7(+0.2)	63.0
中学生	54.3(+2.8)	54.8(+2.7)	52.6(+2.2)	57.1

ウ 読書習慣に関する状況

- ・「授業時間以外の平日の読書時間」を10分以上と回答した割合において小学生は昨年度より減少し、中学生は増加しています。

○授業時間以外の読書時間（平日10分以上）

	H29	H30	H31	R2
小学生	61.8(-1.5)	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)	62.1
中学生	47.7(-3.7)	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)	46.3

2 令和3年度の取組

各学校において、授業改善や学習内容の理解・定着を図る取組が行われるよう、市町教育委員会や教育支援事務所と連携し、学校訪問等を通して各学校の実状に応じた支援や若手教員育成のための指導助言を行い、各学校の課題の改善につなげる取組を引き続き進めます。

（1）授業改善の取組

- ・学習指導要領で求められている資質・能力を育成するための授業改善がさらに進むよう、教員を対象に国の調査官を招聘し、公開を伴う提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会を開催します。
- ・経年的に課題が見られる「割合」「図形」「読む力・伝える力」について、各学年での学習内容のつながりを意識して授業を展開できるよう、教員を対象に指導資料「育成カリキュラム」の活用についての研修会を開催します。

（2）理解・定着を図る取組

- ・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果をふまえ、課題に対する子どもたちの理解・定着状況が確認できるよう、課題に対応したワークシートを年3回（6月、11月、2月）小中学校に提供します。
- ・みえスタディ・チェックをCBT（Computer Based Testing）化し、令和3年度第2回（令和4年1月）から実施します。問題ごとに県教育委員会が作成したワークシートを予め紐付けし、解答後にタイムラグなく学び直しを行うとともに、経年的課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」については、学習内容を遡って学習できる環境を提供し、子どもたちの学習意欲の向上を図り、学習内容の理解・定着につなげます。

（3）習熟の程度に応じたICTを活用した指導方法の研究・検証（再掲）

- ・モデル校（小学校49校・中学校19校）を指定し、小学校5年生、中学校2年生の算数・数学の習熟度別指導の中で、効果的なICTの活用場面について実践研究を行います。経年的課題である「割合」「図形」の単元において、学習端末をどの場面でどのように活用すると子どもたちの理解・定着や学習意欲の高まりにつながるのか検証します。

- ・学習内容の理解・定着状況については、みえスタディ・チェック（4月、1月）、理解・定着確認テスト（11月）を活用し、モデル校とモデル校以外で比較検証します。また、学習意欲の高まりについては、学習端末の活用場面を指定した授業後や、実践前（5月）と実践後（1月）にモデル校に対してアンケートを実施し、検証します。

（4）生活習慣・学習習慣・読書習慣の改善

- ・みえの学力向上県民運動を引き続き実施し、学校と家庭が連携して生活習慣・学習習慣・読書習慣の改善が進められるよう、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を学習端末に提供し、子どもたちの状況を即時に把握し、指導につなげます。
- ・家庭学習で活用できる基礎的な問題を集めたワークシート集を県内小中学校に冊子で配付するとともに、子どもたちの学習端末に提供します。あわせて、子どもたちが計画的に家庭学習に取り組む好事例を各学校に周知します。

II 少人数教育

1 令和2年度の取組と課題

（1）少人数学級の取組

小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、小学校2年生の36人以上学級の解消、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、令和2年5月1日現在、小学校1年生では89.4%、2年生では88.9%の学級が30人以下となり、中学校1年生では88.2%の学級が35人以下となりました。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和2年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。引き続き、少人数学級を実施し、基本的生活習慣の定着と学力の向上を図り、安全で安心に学べる環境を確保することが必要です。

（2）少人数指導の取組

小学校算数、中学校数学の少人数指導に取り組む学年については、小学校87.0%、中学校91.0%で習熟度別指導を実施しました。習熟の違いに応じた課題設定や授業展開、教材・教具の工夫についての研究に取り組んだ学校の実践をガイドブックとしてまとめ、県内の小中学校に共有しました。今後、学習指導要領のもと、1人1台学習端末を活用する中で、一人ひとりの理解が深まるよう、指導方法を工夫していく必要があります。

2 令和3年度の取組

（1）少人数学級の取組

国において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正がなされ、小学校の学級編制標準について、令和3年度から5年度にかけて計画的に35人に引き下げられることをふまえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）に加え、小学校3年生の35人学級を実施し、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境としていきます。

(2) 少人数指導の取組

平成28年度、29年度の実践推進校において、少人数指導の実践研究を進め、検証を行いました。算数・数学では、習熟度別指導がより効果が見られたことをふまえ、少人数指導の加配配置校において、算数、数学の少人数指導に取り組む学年については、引き続きその70%で習熟度別指導を実施します。

TT(ティーム・ティーチング)においては、これまでの取組から、より効果が見られた、教員2人の役割分担が明確で、子どもの学習状況をふまえた指導を各学校に周知します。

算数・数学の習熟度別指導では、より効果が見られた、基礎コースの中で段階的に理解させる指導や具体物を用いて量感を培う学習活動、発展コースの中で算数・数学用語を用いて自分の考えを説明する学習活動を引き続き各学校に周知します。

【参考資料】三重県の少人数教育の取組

	H15	H16	H17	H18	H19～H22	H23	H24～R2	R3
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)				国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人)	国:1年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +2年生36人以上学級解消	国:1・2年生35人学級 +1・2年生30人学級 (下限25人) +3年生35人学級
中学校	---	---	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施				→
小学校 中学校	少人数指導を実施するための教員配置							

1.1 高校教育について

1 高等学校学習指導要領への対応

(1) 新学習指導要領の基本的な考え方

令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領は、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂となっています。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

(2) 教科・科目構成の見直し

高等学校において育成をめざす資質・能力をふまえつつ、教科・科目の構成を改善しています。主な改善内容は以下のとおりです。

- 実社会での国語による活動に必要な資質・能力の育成をめざす「現代の国語」、日本で受け継がれてきた言語文化への理解を深める「言語文化」の新設
- 日本史と世界史を融合した「歴史総合」、国際理解を進める「地理総合」の新設
- 法、政治、経済など幅広い分野をテーマに、現実社会に対応する力をつけることを目的とした「公共」の新設
- 科学技術の分野で活躍できる人材の育成をめざす理科と数学を組み合わせた新教科「理数」の新設

<主な変更点> (下線の科目は必履修科目。※は1つを必ず選択。)

教科	現在の科目構成	新科目の構成
国語	国語総合	現代の国語、言語文化
	現代文A, 現代文B	論理国語、文学国語
	古典A, 古典B	古典探究
	国語表現	国語表現
地理歴史	世界史A, 世界史B	歴史総合
	日本史A, 日本史B	世界史探究, 日本史探究
	地理A, 地理B	地理総合, 地理探究
公民	現代社会	公共
	倫理, 政治・経済	倫理, 政治・経済
数学	数学I, 数学II	数学I, 数学II
	数学III	数学III, 数学C
	数学A, 数学B, 数学活用	数学A, 数学B, 数学C
情報	社会と情報, 情報の科学	情報I, 情報II
理数		理数探究基礎, 理数探究

(3) 教育内容の主な改善事項

- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
 - ・ 政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察（公民）
 - ・ 多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み（公民、家庭）
- 道徳教育の充実

各学校において、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定
- 情報教育（プログラミング教育を含む）の充実

情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容の必修化
- 職業教育の充実

産業界で求められる人材を育成するため、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（専門家庭）、「情報セキュリティ」（専門情報）、「メディアとサービス」（専門情報）の新設

(4) 本県における新学習指導要領への対応

新学習指導要領説明会への参加、解説動画の視聴等により、すべての教員が新学習指導要領に係る研修を受講し、各校において新学習指導要領の趣旨をふまえた教育課程の編成に取り組んでいます。

2 本県高等学校における特色ある取組

(1) 文部科学省等の研究指定事業による実践研究

- S S H（スーパーサイエンスハイスクール）指定校 6 校（桑名高校、四日市高校、津高校、松阪高校、上野高校、伊勢高校）において、課題研究を中心とした先進的な理数系教育の実施
- 宇治山田商業高校、名張青峰高校、四日市工業高校の 3 校において、経済産業省「未来の教室」実証事業を通じて、持続可能な社会の担い手に必要となる課題解決力、コミュニケーション力等の育成

(2) 県事業等によるこれまでの取組

- 宇治山田商業高校、相可高校、水産高校、四日市南高校の 4 校において学びの S T E A M 化の実証事業に取り組み、学校での学習と実社会との関連を重視しながら、専門性の追究と教科横断的な視点を取り入れた課題解決型学習の実施
- 各校の探究的な学習の主担当者で構成する「探究コンソーシアム」による探究的な学習の実践研究及び各学校の生徒が探究的な学習の成果を発表する「みえ探究フォーラム」の実施
- 消費者庁作成の教材「社会への扉」の積極的な活用や県内関係機関と連携した出前授業等、契約の概念や消費者としての自覚と責任を育む消費者教育の推進

(3) 令和3年度の主な事業

- 「ＩＣＴの学び推進事業」において、川越高校、松阪工業高校、あけぼの学園高校の3校を指定し、「個々の学習を効果的に進めるための学習コンテンツ（動画）やＡＩドリルの活用」「ＡＩを活用した実践的な発話トレーニング」「ＩＣＴを活用した生徒による各授業の振り返り」等、ＩＣＴ環境を活用した学びの推進
- 「マナビバミエ若き起業家育成事業」（みんつく予算）において、社会の課題を発見する力と、自ら解決しようとするリーダーシップと実行力や、情報を収集・分析できる情報活用能力等、主体的に社会を形成する力の育成をとおして、将来起業したり、就職先で新規事業を提案したりする力の育成

3 キャリア教育の推進

(1) キャリア教育の充実

生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、各学校では、策定したキャリア教育全体計画に基づいて、入学時からの組織的・系統的なキャリア教育を推進します。新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生のインターンシップや地域の職業人による出前授業、講演等の取組が予定通りできない状況においても、オンラインツールを活用するなどして、生徒の体験活動の機会が失われないよう取り組みます。

(2) 進路実現に向けた支援の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境は引き続き厳しくなることが懸念されることから、就職実現コーディネーターを、令和2年度当初の12名に加えて、障がいのある生徒・外国人生徒への支援や新型コロナウイルス感染症対策として5名増員して計17名とします。就職を希望する生徒が多く在籍する高等学校において、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。また、三重労働局や関係部局と連携し、経済団体や商工会議所に就職・採用に関する要請を行い、積極的な採用や求人票の早期提出、事業所について理解を深める取組への協力について働きかけます。

4 今後の方向性

令和3年1月の中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるようになります。今後は、県立高等学校活性化計画の策定にあわせて、各高等学校の特色化・魅力化、多様な学習ニーズへの対応、STEAM教育等の教科横断的な学習について検討を進めます。

12 外国人児童生徒教育について

1 基本的な考え方

日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、市町および学校における初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の派遣による学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が散在する地域において、オンライン日本語教育を実施することにより、県内全域での日本語指導の確実な実施を図ります。

2 三重県の現状

本県における、令和2年度の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和元年度と比較すると新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、増加傾向にあります。

○本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数 2,767人

年度	2016	2017	2018	2019	2020
	H28	H29	H30	R1	R2
小学校(人)	1,483	1,596	1,702	1,811	1,803
中学校(人)	611	602	653	714	642
義務教育学校(人)	—	5	5	2	2
・小計(人)	2,094	2,203	2,360	2,527	2,447
県立高等学校(人)	228	235	254	253	262
県立特別支援学校(人)	26	30	33	51	58
合計(人)	2,348	2,468	2,647	2,831	2,767

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 217校(小:149校、中:67校、義務:1校)

○在籍高等学校数 18校 20課程(全日制:10校、定時制:9校、通信制:1校)

○在籍特別支援学校数 10校

○小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町数 19市町

津市、鈴鹿市、四日市市、伊賀市、松阪市、桑名市、いなべ市、亀山市、

東員町、菰野町、伊勢市、名張市、木曽岬町、川越町、朝日町、尾鷲市、

多気町、大台町、紀北町

○言語数 27言語(小・中学校)

ポルトガル語	スペイン語	フィリピノ語 タガログ語	ビザイヤ語	中国語	左記5言語の全体 に占める割合
45.7%	19.0%	12.7%	7.9%	4.8%	90.1%

○言語数 15 言語（県立高等学校）

フィリピン語 タガログ語	ポルトガル語	スペイン語	ビザイヤ語	中国語	左記5言語の全体 に占める割合
34.0%	27.9%	21.8%	7.6%	3.4%	94.7%

○日本語指導が必要な外国人生徒のうち、高等学校等に進学又は就職した生徒の割合

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
外国人生徒進学等希望者数	167 人	144 人	169 人	214 人
進学等をした生徒の割合	95.8%	97.9%	97.6%	96.3%

※ 令和 2 年度の割合については、現在集計中

○県立高等学校に在籍する外国籍生徒の進路状況（令和元年度）

	進学	就職	その他		
			アルバイト	帰国 (予定含む)	進学待機・自己 開拓・未内定他
外国籍生徒	42.3%	36.8%	3.1%	4.3%	13.5%
高校生全体	64.1%	32.6%		3.4%	

3 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

（1）小中学校における取組

① 外国人の子どもの就学等についての取組

県内全ての市町で不就学が生じないよう、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内（複数の母語で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ）の対応を徹底し、先進事例の情報提供等による就学の促進を図ります。

② 外国人児童生徒への学習支援についての取組

ア 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市の 7 市に対して財政的支援を行い、初期適応指導教室の取組への支援、母語支援員等の配置、特別の教育課程の編成・実施等、外国人児童生徒に対する取組の推進を図ります。

イ 外国人児童生徒巡回相談員の配置

外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員 15 人を配置（令和 3 年度から中国語対応 1 人増）し、学校への派遣による日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

R1年度 ポルトガル語 7 人 スペイン語 2 人 タガログ語 4 人]
R2年度 ポルトガル語 7 人 スペイン語 3 人 タガログ語 3 人 ビサイヤ語 1 人	
R3年度 ポルトガル語 7 人 スペイン語 3 人 タガログ語 3 人 ビサイヤ語 1 人、中国語 1 人	

県内 17 市町へ 3,328 回派遣（令和 2 年度実績値）

ウ 外国人児童生徒巡回支援員の配置

日本語指導が必要な外国人児童生徒が外国人児童生徒巡回相談員による日本語指導を受ける学習機会の確保を図るため、これまで外国人児童生徒巡回相談員が担っていた翻訳業務や通訳支援を行う、外国人児童生徒巡回支援員を3人配置します。

(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、各1人)

エ オンライン日本語教育事業

外国人児童生徒が散在する地域において、支援が行き届きにくい外国人児童生徒に対し、オンライン日本語教育に係る取組を行うことで、県内全域での日本語指導の実施を支援します。

③ 外国人児童生徒教育における教職員研修等

県内全ての市町教育委員会事務局の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が情報交換を行い、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議することを目的とした外国人児童生徒教育検討会議を開催します。

④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組

関係機関と連携を図りながら外国人生徒が希望する進路へ進めるよう支援します。
(県内7市による進路ガイダンスの開催等)

(2) 高等学校における取組

① 外国人生徒が入学する前の取組

ア 高校進学ガイドブックの作成

8か国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、韓国朝鮮語、タイ語）に翻訳したうえで三重県国際交流財団のホームページに掲載します。

イ 外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施

外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科などで、入国後の在日期間が6年以内の者を対象として実施しています。

② 外国人生徒が入学した後の取組

ア 外国人生徒支援専門員の配置

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員6名を配置し、母語による学習支援や進路相談を行います。

イ 日本語指導アドバイザーの配置

日本語指導の拠点となる高等学校に日本語指導アドバイザー1名を配置し、外国人生徒への日本語指導を行うとともに、日本語指導を行う教職員の指導力向上について支援します。

ウ 日本語学習クラブの実施

日本語指導が必要な外国人生徒が自立して生きるうえで必要な日本語を身につけるとともに、日本の社会制度や生活文化について理解を深められるよう、飯野高校において、日本語指導が必要な外国人生徒を対象とした日本語学習クラブ（年間30回）を実施します。また、本クラブの取組を録画したものを、クラウド上に保存し、飯野高校以外の高校に在籍する生徒も、オンデマンドで動画を視聴し、日本語の学習ができるようにします。

③ 外国人生徒の進路保障のための取組

外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーター3名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する学校に配置し、外国人生徒を中心に求人開拓等の就職支援を行います。

(3) 特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応1名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

13 特別支援教育について

1 現状

(1) 特別な支援が必要な児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校^(*1)」「特別支援学級^(*2)」「通級指導教室^(*3)」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

*1 特別支援学校：教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学校

*2 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

*3 通級指導教室：通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室で、小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化

【令和2年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校（18校〈分校4校を含む〉）在籍児童生徒数	1,773人 (+62人)
-------------------------------	---------------

【令和2年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校	合計
特別支援学級	867学級 (+18学級)	310学級 (+15学級)	1,177学級 (+33学級)
	3,996人 (+191人)	1,378人 (+94人)	5,374人 (+285人)
通級指導教室	72教室 (+7教室)	14教室 (+5教室)	86教室 (+12教室)
	896人 (+14人)	126人 (+43人)	1,022人 (+57人)

(2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、早期からの計画的な職場実習の実施や、生徒の可能性を広げ、より広い選択肢から進路を選択できるよう職業観・勤労感を育む教育、継続的な職場開拓等を行っています。

【令和3年3月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（77人）の就職率	100%
------------------------------	------

令和2年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和3年3月末現在】

	一般企業	福祉関係 ^{*4}	進学	その他 ^{*5}	合計
内定者数	77人	174人	3人	12人	266人
割合	28.9%	65.4%	1.1%	4.5%	100%

*4 就労継続支援A型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）18人を含む。

*5 教育訓練機関、医療機関、家庭

2 令和3年度の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイル^(*6)の活用を一層促進します。また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて、引き続き市町教育委員会と連携して目的や意義等を中学校へ周知することで引継ぎを促進します。
- ② かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターとの連携のもと、他の特別支援学校や各市町の福祉機関とのネットワーク化を図り、広域的に発達障がい支援を行います。
- ③ 特別支援学校と小中学校等との交流及び共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツなど対面による直接的な交流については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が困難なことも考えられることから、継続した取組となるよう作品や手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みます。また、交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町教育委員会と連携し、副次的な籍^(*7)についての研究を進めます。

*6 本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。

*7 副次的な籍:特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

(2) 高等学校での取組

- ① 高等学校に発達障がい支援員(3名)を配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒の実態把握や心理検査の実施、生徒・保護者への教育相談等を行います。
- ② 高等学校において発達障がいのある生徒に対するより専門的な指導・支援を行うため、平成31年4月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。伊勢まなび高等学校での通級による指導の実践事例とともに、みえ夢学園高等学校において、教育課程の編成や生徒・保護者への説明、受講生の決定等に取り組みます。

(3) 教員の専門性の向上

- ① 小中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象に、発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る研修(8回)を実施します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした発達障がいに係る研修会(2回)を開催します。

(4) 特別支援学校の生徒の就労支援

- ① 特別支援学校では、児童生徒の発達段階に応じて育みたい能力や態度に考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用を進め、指導方法の工夫、授業や教育課程の改善を図ります。
- ② 生徒の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの積極的な活用とともに、企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を継続して実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習やマルシェなどにおける農作物の販売実習・体験等に取り組みます。
- ③ 外部人材としてキャリア教育サポート（4名）を特別支援学校に配置し、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ④ ステップアップカフェや関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。
- ⑤ 生徒本人の特性や体力等に応じた在宅就労など、ICTを活用した新しい働き方に対応した事業所の開拓や職場実習の実施等の就労支援の取組を進めます。

(5) 特別支援学校の整備

① 盲学校および聾学校の整備

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と、聾学校の津波浸水にかかる安全対策として、津市城山の県立施設跡地に、令和7年度に新築移転を予定しており、令和3年度は基本設計を行います。また、新築する場所は城山特別支援学校に隣接することから、盲学校、聾学校、城山特別支援学校の寄宿舎を統合し、共用の新しい寄宿舎を、城山特別支援学校の敷地に令和5年度中に整備する予定としており、令和3年度は実施設計を行います。

移転に向けて、令和2年度に、有識者、医師、支援団体、企業、保護者等に参加いただいた検討会議での意見をふまえ、新しい時代に対応した教育内容についても検討を進めます。幼児期からの支援体制や学習環境、卒業後の自立や就労に向けて必要な力をより高めるための方策について検討していきます。

② 杉の子特別支援学校について

杉の子特別支援学校の狭隘化に対応し、知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう、校舎の一部改修に係る設計を行います。併せて、鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒が、より居住地に近い杉の子特別支援学校に通学できるよう、令和5年4月から通学区域を変更します。

③ 松阪あゆみ特別支援学校について

松阪あゆみ特別支援学校は、平成30年4月に開校し、松阪・多気地域の知的障がいのある児童生徒が学んでいます。開校後、小学部・中学部において、地域からの入学者が増加しており、今後も入学者の増加が見込まれます。ま

た、松阪・多気地域の肢体不自由のある児童生徒は、本県が定める特別支援学校の通学区域にもとづいて、度会特別支援学校へ就学することとなっていますが、地域からは松阪あゆみ特別支援学校への就学についての要望があります。こうした状況をふまえ、教室不足への対応や異なる障がい種別の受け入れについて、引き続き検討を進めます。

(6) I C T 機器の活用について

各教科や交流及び共同学習、職業教育等において、端末を使用するにあたって、障がいの特性に応じた視線入力装置や点字ディスプレイ、音声読み上げソフト、ボタンマウスなどにより、児童生徒の I C T 機器の活用の機会を広げ、学習を支援します。

14 安全で安心な学びの場づくりについて

I いじめや暴力のない学校づくり

「三重県いじめ防止条例」（平成30年4月1日施行）の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進するとともに、子どもたちに、自他の命を大切にし、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

1 いじめ

(1) 現状と課題

児童生徒をいじめから守り、早期解決につなげるためには、いじめ防止対策推進法の定義に則っていじめを積極的に認知することが重要であり、認知件数は全国的に増加傾向にあります。令和元年度における本県のいじめの認知件数は3,508件です。

【本県のいじめの認知件数（校種別）公立私立】

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R01	R01-H30
小学校	885	1,779	1,484	2,295	2,379	84
中学校	520	698	627	658	859	201
高等学校	153	202	158	224	253	29
特別支援学校	10	9	18	13	17	4
計	1,568	2,688	2,287	3,190	3,508	318

（三重県独自調査）

本県のいじめの認知件数は、全国的な傾向と同じく増加傾向にありますが、令和元年度のいじめの認知件数を1,000人あたり（国公私立）で見ると、全国平均46.5件に対し、三重県18.2件となっており、全国平均を大きく下回っています。児童生徒をいじめから守るためにには、いじめはどの子にもどの学校でも起こりうる、また、どの子も被害者にも加害者にもなりうるものであることを改めて認識し、いじめられている児童生徒の立場に立って学校全体で取り組み、指導することが重要です。いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向け取り組むことが必要です。

また、児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、道徳等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、他者との絆を大切にしながら、課題を解決する力を育成する取組を一層推進する必要があります。

(2) 令和3年度の取組

①スクールカウンセラー（SC）の配置

いじめの問題は児童生徒の心の在り様とも関わっており、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談に十分に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するSCを、引き続き各公立中学校区（151校区）及び県立高等学校（56校）に配置するとともに、その配置時間を拡充（前年度比20.5%増）しています。また、新たに特別支援学校8校にもSCを配置しています。担任や養護教諭と連携し、いじめを受けている児童生徒の心のケアなど直接的な支援や、必要に応じて家庭訪問等を行います。

②スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

いじめに関係している児童生徒を取り巻く環境をふまえ、福祉等の関係機関と連携した支援を十分に行えるよう、社会福祉や精神保健福祉等の専門的な知識や経験を持つSSWについても、配置時間を拡充（前年度比45.7%増）しています。県立学校や各市町の巡回中学校区を巡回するとともに、学校や市町教育委員会からの支援要請に応じて派遣します。

③弁護士との連携による支援

弁護士によるいじめの予防授業をとおして、児童生徒がいじめを許さない態度を身につけ、いじめの問題について主体的に考え方行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対して弁護士による法的支援を行います。

④紙芝居を活用したいじめ防止の取組

公募で集まった中学生と高校生が、絵本作家の指導を受けながらいじめをテーマにした紙芝居を創作し、ワークショップで効果的な紙芝居の作り方や見せ方を学び、その過程で、いじめについての理解を深め、いじめ防止に向けた主体的な取組につなげます。紙芝居は、県内の公立小学校等に配布し、上演を希望する学校には紙芝居を創作した中高生が訪問して読み聞かせを行うことで、小学生もいじめの問題を身近なこととして捉え、自らの言動を考えるきっかけとします。読み聞かせ後は、小学生が紙芝居から感じたことや考えたことを作文にまとめ発表し合うことで、いじめについての理解を深めます。

⑤いじめ防止応援ソポーターによる取組の活性化

各ソポーターの主体的な取組をより効果的なものとするため、ソポーターを訪問して活動状況を改めて把握し直すとともに、取組を発展させたり地域に根ざした取組を続けたりしているソポーターの取組をホームページやチラシで広く県内に発信し、一層の取組を促します。また、地域の中で子どもたちと日常的に関わる団体等を訪問し、ソポーターへの登録を促していきます。

⑥いじめ防止強化月間（4月、11月）の取組の推進

いじめ反対の意思を示すピンクシャツ運動を引き続き推進し、各学校における「ピンクシャツデー」や「ピンクシャツウィーク」を設定するなどの他、児童生徒がいじめ防止に向けた自主的な行動ができるよう、いじめ防止について考え方話し合う活動を推進します。

2 暴力

（1）現状と課題

令和元年度の暴力行為の発生件数は1,095件で前年度から181件減少しています。

【本県の暴力行為の発生件数（校種別）公立私立】

（単位：件）

	H27	H28	H29	H30	R01	R01-H30
小学校	425	356	323	792	563	▲229
中学校	388	446	407	352	404	52
高等学校	132	121	103	132	128	▲4
計	945	923	833	1,276	1,095	▲181

（三重県独自調査）

暴力行為におよぶ児童生徒の中には、衝動的な自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ児童生徒や、繰り返し暴力行為におよぶ児童生徒もいることから、一人ひとりの状況をふまえた支援や指導が必要です。

（2）令和3年度の取組

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。また、必要に応じてSCやSSWを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

- ・生徒指導特別指導員（教員OB、警察OBなど）
- ・SSW（社会福祉士・精神保健福祉士など）

3 インターネットトラブル

（1）現状と課題

【ケータイの所持率】

	H26	H29	H30	H30-H29
小学校	39.9%	50.3%	39.3%	-11.0
中学校	60.9%	73.2%	72.2%	-1.0
高等学校	99.1%	99.2%	98.2%	-1.0

三重県：「スマートフォン等の使用に関する実態調査」（抽出調査）

※本調査における「ケータイ」とは、携帯電話やスマートフォンのことをいいます。

スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS 等でのトラブルやいじめの事案が急増していることから、児童生徒のインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報の拡散や、個人への偏見、人権侵害につながる書き込み等を児童生徒が行わないよう指導する必要があります。

(2) 令和3年度の取組

①ネットパトロールの実施

専門業者に委託し、公立学校や児童生徒に関するネット上の不適切な書き込みの検索（パトロール）を、より広範な検知ができるよう改善して実施します。検知した書き込みから不適切な書き込みが広がっていかないよう、該当のサイトを継続して確認するとともに、書き込みの危険度に応じて学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応します。

また、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るためのネットパトロールを年間通じて実施します。

※ 令和2年度は160件の不適切な書き込みを検知し、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しました。検知した書き込みの例は以下のとおりです。

- 例)・「〇〇（学校）の生徒とかやばいでしょ、〇〇通りの〇〇（店舗）とか普段よく行くけど危ないな！！」
- ・「昨日の中学校はどこなんですかね？自宅前に中学校あるんでビクビクしてます・・・。」
- ・「近所の子が〇〇（感染者が確認された市町名）のイベントに参加してた。もう嫌だ。」

②アプリ「ネットみえ～る」の運用

SNSなどの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を継続運用します。また、アプリ利用者へいじめ防止や相談窓口に係る情報を発信できるよう改良します。投稿された書き込みに対しては、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応します。

※ 令和2年度のダウンロード数は3,189件、投稿数は269件（うち、子どもに関わる投稿は89件）あり、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しました。子どもに関わる投稿の例は以下のとおりです。

- 例)・LINEで容姿を馬鹿にするなどの悪口を送られて嫌な思いをしていると本人からの投稿

- ・Twitterで同じ人から執拗にコメントが送られてくるなどの被害にあっていると訴える投稿。

③ネットトラブル防止教材の作成

これまでにネットパトロールで検知された内容や、アプリ「ネットみえ～る」への投稿内容等もふまえ、子どもたちや保護者に携帯電話の不適切利用を含めたインターネット上のトラブルについて、教職員が周知・啓発するための教材を作成します。

II 子どもたちの安全・安心の確保

学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

1 交通安全教育・防犯教育の推進

(1) 現状と課題

令和2年度に不審者として報告のあった件数は、小学校 312 件、中学校 163 件、高等学校 159 件で、全体では 634 件となっており、令和元年度と比較すると 190 件増加しています。

【不審者情報（校種別） 公立】

(単位：件)

	H30			R01			R02		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
計	225	104	181	182	81	181	312	163	159
年度計	510			444			634		

(三重県教育委員会独自調査)

令和2年度における園児および児童生徒（国公私立）の交通事故による死傷者発生件数は、248 件となっており、令和元年度より 89 件減少しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が 99 件で全体の 39.9% を占めています。

【児童生徒の交通事故による死傷者数の状態別発生状況 国公私立】

(単位：件)

年	運転中				同乗中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
H30	4(0)	3(0)	7(1)	176(1)	182(0)	0(0)	0(0)	1(0)	42(0)	1(0)	416(2)
R01	1(0)	4(1)	3(0)	147(1)	139(0)	3(0)	0(0)	0(0)	37(1)	3(0)	337(3)
R02	1(0)	3(0)	7(1)	99(0)	107(0)	0(0)	0(0)	1(0)	30(0)	0(0)	248(1)

三重県警察資料による（カッコ内の数字は死者で内数）

近年、子どもたちが集団で移動中に交通事故の犠牲になったり、不審者による被害に遭遇したりする事案が発生し、大きな社会問題となっています。次代

を担う子どもたちの尊い命を守るために、教育委員会、学校、家庭、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。

(2) 令和3年度の取組

①地域社会全体での見守り

通学路等における子どもの安全確保のため、県警察本部生活安全部と連携してスクールガード（学校安全ボランティア）のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

②安全対策の推進

学校安全アドバイザーを委嘱し、白子高校を拠点校に、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の小中学校と連携した安全教育や安全対策を推進します。また、その成果を事業成果報告会等で広く県内に普及します。

③教員対象の講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

III 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができるよう個々の状況に応じた支援を行います。

(1) 現状と課題

小中学校における令和元年度の不登校児童生徒数は、2,370人で前年度から44人増加しています。高等学校における令和元年度の不登校生徒数は904人（全日制642人、定時制262人）で前年度から133人増加しています。

【不登校児童生徒数（校種別）公立私立】

（単位：人）

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 0 1	R01-H30
小学校	444	547	566	672	697	25
中学校	1,521	1,535	1,601	1,654	1,673	19
計	1,965	2,082	2,167	2,326	2,370	44
高等学校（全日制）	439	415	481	531	642	111
高等学校（定時制）	213	219	195	240	262	22
計	652	634	676	771	904	133

（三重県独自調査）

不登校児童生徒の状況は一人ひとり異なっており、中にはどの相談機関等ともつながっていない児童生徒もいます。このため、教育支援センターとも情報共有しながら訪問型の支援を一層進め、それぞれの状況に応じて医療や福祉など関係機関と連携した支援を行っていく必要があります。

(2) 令和3年度の取組

①教育支援センターを中心とした相談体制の充実

教育支援センターが地域の不登校支援の中核となり、通室している児童生徒・保護者に対する支援や不登校に悩む児童生徒・保護者に対する支援をより充実できるよう、3地域（鈴鹿市・津市・名張市）の教育支援センターをモデルとし、SC（週3日・1日5時間）やSSW（週1日・7時間）を重点的に配置し、地域の福祉や医療とのネットワークを構築します。令和2年度に訪問型支援を実施してきた不登校支援アドバイザーの助言を得ながら、教育支援センターを中心とした訪問型支援を実施します。

また、モデル以外のすべての教育支援センターにも、通室している児童生徒数をもとに、SCを2週間に1回4時間又は月1回4時間の配置を行います。不登校支援アドバイザーが、各教育支援センターの活動や児童生徒・保護者への支援に対する助言を行います。

②不登校児童生徒の実態把握と訪問型支援の継続

一人ひとりの状況に応じた支援を進めるため、不登校児童生徒の実態把握を進めるとともに、不登校支援アドバイザーを5名委嘱し、令和2年度から取り組んできた訪問型支援を継続します。支援にあたっては、学校からの要請に基づいて必要な支援内容を検討のうえ、SCやSSWが学校の教員とも連携しながら、訪問型の支援を実施します。

③不登校支援事例のデータベース化

これまで行ってきた訪問型支援を含め、欠席した初期段階での事例や欠席が長期にわたる事例などさまざまな事例を幅広く収集し、それぞれのケースにおける児童生徒の状況、不登校の背景や要因、学校や専門家による支援内容、児童生徒の変容をデータベース化します。データベース化した情報は、不登校支援の経験や知識が少ない教員も類似の対応事例等を参考に不登校児童生徒に適切な支援ができるよう、クラウドで管理して各学校で共有します。10月以降にデータベースの運用を開始し、今年度中に小・中学校、高等学校、特別支援学校のすべての校種から500事例を目標に事例収集します。

④レジリエンス教育の実践

児童生徒が学校の学習や友人関係、進路などのストレスや不安をうまく受け止め、回復する力を高める「レジリエンス教育」を取り組みます。

令和3年度、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターの手法を用いたレジリエンスを高める教育実践プログラムを大学教授の協力を得て作成します。作成したプログラムは、鈴鹿市と志摩市の中学校区

において実践し、児童生徒の変容等をアンケートで確認・検証します。

⑤不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

不登校児童生徒の保護者は悩みや不安を抱え込むことが多いことから、「不登校相談会」を県内6箇所で週休日に行い、専門家による講演会や相談機関による相談会、保護者同士の交流会、不登校支援に関わる情報提供を行います。

⑥フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

効果的に支援を行うためには、教育委員会・学校と民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら取組を推進することが重要であることから、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行うとともに、必要に応じて臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家をフリースクール等に派遣します。

15 人権教育について

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、平成29年3月に三重県人権教育基本方針を改定し、以下の個別的な人権問題を、教育として解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもたちがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

個別的な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等です。

なお、社会状況等の変化に伴い、三重県教育ビジョンでは「性的マイノリティ」を「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。

1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもの割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	85.7%	86.6%	88.5%	88.3%

※県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合

(2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような地域づくりが進むよう、学校が進める人権教育の内容や課題について、家庭・地域（自治会・NPO等）が情報共有や協議を行う人権教育推進協議会や、その協議会を核に、教育的に不利な環境のもとにある子ども等の支援を行う子ども支援ネットワークの活動の活性化に取り組んでいます。

＜令和2年度に取り組まれた子ども支援ネットワーク・アクション事業による活動事例＞

- ・ コロナ差別やインターネット上の人権侵害について学び、学習したことをたよりにまとめ、行政のホームページを通じて地域住民に発信
- ・ 地域住民の協力を得て、自然、歴史、防災、食、福祉等について探究的に学習を進める地域学習を実施
- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、小中学生が地域住民と座談会を実施し、そこで話し合われた内容等を行政チャンネルや広報誌を通じて地域住民に発信
- ・ 災害と人権をテーマに行政や関係企業、地域の自主防災会の関係者とともに小中学生がタウンウォッチングを実施

(3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、教職員の経験年数に応じて目標とする資質・能力を示した指標の一つに「人権教育」を位置づけ、計画的・効果的な研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

2 課題

- (1) 学校において、人権侵害（差別事象）が発生し、その背景に地域の差別意識や学習の不十分さ等の要因があることが分かっています。また、平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されて以降、三重県では、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県感染症対策条例」、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」等が施行され、さまざまな人権問題の解決に向けた学習が求められるなど、人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。
- (2) 地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっているなかで、家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための支援が求められています。さらに、学校や地域において、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応等が求められています。
- (3) 教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権問題に対する確かな認識や人権感覚、指導力がより一層求められています。

3 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
 - (イ) すべての教育活動において人権教育が総合的に進められるよう、人権教育サポートガイドブックや人権教育サポートガイドブックⅡの活用を促進
 - (ウ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
 - (エ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

(2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会の活動を活性化
 - (イ) 学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情を高める活動や、子どもを主体とした人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組む「子ども支援ネットワーク・アクション事業」を実施

(3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施

- (イ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- (ウ) 指導資料の作成等、実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

(4) 人権問題に関する教職員意識調査の実施

前回調査（平成25年度実施）の結果をもとに進めてきたこれまでの取組を検証するとともに、今後の人権教育推進方策に反映するため、人権問題に関する教職員意識調査を実施

16 体力向上と学校スポーツについて

1 子どもの体力向上

(1) 現状

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁（文部科学省）は、平成20年度から小学5年生と中学2年生の全員を対象に、4月から7月に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

令和2年度は「全国体力調査」が中止となつたため、本県独自に50m走を中心とした体力調査を行いました（小学生70,626人／90,732人、中学生31,821人／45,032人で実施）が、平成29年度から令和元年度までの同学年の結果と比較したところ、記録の低下が見られました。

記録が低下した要因としては、臨時休業や部活動の休止、体育・保健体育授業や授業以外の教育活動、家庭・地域における活動制限などが考えられます。

(2) 課題

- ① 「全国体力調査」のこれまでの調査結果から、全国平均を下回る種目（不得意種目）が固定化している傾向があるため、不得意種目の克服を重点課題と位置づけ、教員対象の研修会において各種目の向上につながるポイントの習得を図つきましたが、令和2年度50m走調査の結果をふまえ、走運動及び不得意種目の向上に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ② 各小中学校において「全国体力調査」の結果を分析し、子どもたちの体力向上に向け、目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、取組を進めてきましたが、学校全体で共通理解が図られるよう、より一層の意識づけとP D C Aサイクルの確立を図る必要があります。
- ③ 令和2年度に県内市町にICT機器が整備されましたが、令和元年度の「全国体力調査」の結果からICT端末の活用状況は、小5で2,215/14,379人（15.4%）、中2で3,779/12,938人（29.2%）でした。今後、ICT機器を効果的に活用して、演示や準備時間の短縮に伴う運動量の確保や動作の録画・再生機能による技能の向上など取組事例を共有し、利用の促進を図る必要があります。

(3) 今後の取組

① 体力向上にむけたP D C Aサイクルの確立

各小中学校において、令和2年度の調査結果をふまえ設定した目標に向け、体力向上に取り組むよう、1学校1運動の好事例の具体的な紹介などを行い、体力向上のP D C Aサイクルの実施を働きかけていきます。

② 教職員研修の充実

全ての児童生徒が運動の楽しさを味わい、自発的な運動やスポーツの実践につながるよう、演示や撮影した動作を他者と比較するなどICT機器の効果的な活用場面を例示します。具体的には、令和2年度50m走調査の結果をふまえ、児童の走力向上を図るために三重大学の協力を得て、低いスタートの姿勢や正しい腕の振り方の指導につながる動画を作成します。その動画を授業のどの場面で活用するかを例示した単元計画の作成研修を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、作成した単元計画を全ての小学校に配付することで活用を促進します。

③ 全国体力調査について

令和3年度は「全国体力調査」が実施され、スポーツ庁より12月から1月の期間に結果が公表される予定であるため、その結果を分析し、各学校が計画した体力

向上の取組を継続しつつ、子どもの体力を把握する方法を市町教育委員会と検討していきます。

(参考) 令和元年度の状況

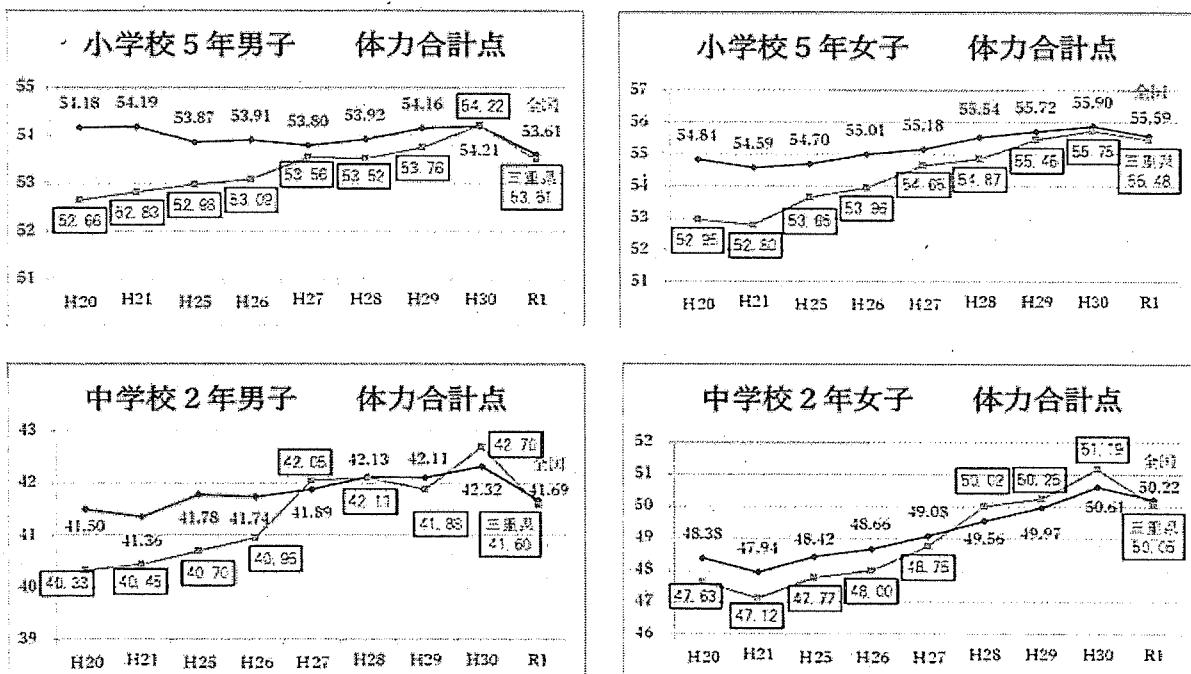
<令和元年度調査の体力合計点の平均>

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	53.61	55.59	41.69	50.22
三重県	53.51	55.48	41.60	50.05

<平成20年度(初回)以降の体力合計点(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(持久走)、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8種目総得点)の推移>

悉皆調査で実施された平成20・21・25~30年度・令和元年度の体力合計点の推移

<平成22、24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災により調査中止>



【小中学校で男女ともに全国平均を継続して下回っている種目】

小学校(4種目): 上体起こし、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび

中学校(2種目): 上体起こし、持久走

2 学校スポーツの推進

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動です。

部活動を適切に運営するため、「三重県部活動ガイドライン」(以下、「県ガイドライン」という。)を参考に、各学校・各市町教育委員会において「部活動運営方針」を策定し、それに基づき部活動を実施しています。

(1) 部活動運営

- ・学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

学校体育・部活動実態調査により、各学校の部活動における休養日や活動時間を把握し、県ガイドラインに則った活動となっているかを確認するとともに、必要に応じ

て指導・助言します。

- ・部活動指導員やサポーターの効果的な配置

子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、令和3年度は、運動部活動サポーターを県立高等学校に50名派遣するとともに、部活動指導員として県立高等学校に20名、公立中学校に64名の配置を支援します。

(2) 部活動のあり方検討

①部活動のあり方検討委員会での検討事項と主な意見

県教育委員会は、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減を図り、学校における持続可能な部活動のあり方を検証するため、令和2年9月に国が示した令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行の方向性もふまえ、有識者や関係団体の代表者による部活動のあり方検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置し検討してきました。令和2年度、3回開催し、主な意見は次のとおりです。

○外部人材の活用、確保

- ・市町の教育委員会あるいは学校が配置可能な外部人材を着実に増やしていく必要がある。そのためには、地域で人材リストあるいは人材バンクを整えて、より広く多くの人が関わる体制を作っていく必要がある。
- ・三重県スポーツ協会は、公認スポーツトレーナーを対象に、外部人材として情報を公開し、部活動指導に協力できるかアンケートを取った。2,296名のうち、全体の29%にあたる655名から回答があり、67.7%にあたる443名が自分の情報を公開してよいと答えた。今後、市町や地域団体に情報提供する予定。
- ・部活動指導員の人材確保の点から、県立学校では教員免許以外の資格も認めるなど、条件の緩和が必要である。
- ・保護者としては、外部指導者を活用するにあたり、教育的配慮や信頼関係の構築等の内容を研修に取り入れてほしい。

○部活動の地域移行

- ・運営団体の確保や平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築など、地域移行の課題を学校・教育委員会・地域のスポーツ団体が把握しなくてはいけない。
- ・部活動における教員の負担軽減について、部活動指導員の増員や活用だけでは限界がある。子どもの数が減り学校規模が縮小しているので、部活動数を減らすことや、土・日の部活動を地域に移行する必要がある。しかし、現状としては、学校単位での大会参加や練習試合の場面があるため顧問が受け持つ場面と、地域団体が受け持つ場面を両立していくことが必要である。
- ・総合型地域スポーツクラブ(以下、「クラブ」という。)の指導者の中には、学校と協議しそれぞれの活動内容を調整することで、部活動をクラブへ移行することが可能と考えている方もいる。部活動の教育的意義やガイドラインをふまえ、地域や学校の状況に応じ、可能な種目から地域移行していくことが現実的である。
- ・県内に60あまりのクラブがあるが、それぞれ規模や運営方法などが違い、一律に部活動の地域移行に対応することは難しい。それぞれの地域の状況に応じて丁寧な調整が必要である。

○その他

- ・練習を任せられる外部指導者が増えていくと良いが、大会やコンクールは生徒が練習の成果を発揮する場であり、教員が今後の指導に生かすためにも、参加で

きる仕組みを残す必要がある。

- ・ 週末の部活動を外部人材にゆだねるとしても、大会やコンクールの運営に、これまで支えてきた教員は必要である。
- ・ 地元の生徒が通う中学生と、進路選択をして通う高校生では、部活動のあり方について捉え方が異なることに配慮する必要がある。
- ・ 教員の兼職兼業については、本人の希望が前提条件であるが、健康面を考慮すると、指導時間の上限が無制限になってはいけない。

②今後の対応

本県の持続可能な部活動への方向性を「部活動指導員等の外部人材の一層の活用」、「休日の部活動の段階的な地域移行」、「休日の地域部活動指導を希望する教員の兼職兼業による従事」とします。令和3年度はモデル的な取組や枠組の整理を進め、実施にあたっての課題と対応方策について引き続き検討委員会を開催し協議します。

○部活動指導員等の外部人材の一層の活用（部活動指導員配置促進事業）

部活動指導員の活用は、専門的指導による生徒の技能向上及び教員の部活動指導時間の短縮や競技経験がない教員の負担軽減につながると考えており、令和3年度は部活動指導員を増員します。

○休日の部活動の段階的な地域移行（地域運動部活動推進事業）

令和5年度からの段階的な実施に向けて、国の事業を活用して、県内市町でモデル校4校を設定し、先行的な実施による実践研究を行い、課題等を整理していきます。

〈主な検討課題〉

- ・ 教員に代わって休日に専門的な指導を担う地域のスポーツ団体や地域人材の確保及びマッチングする仕組みの構築
- ・ 平日と休日の指導の連携・協力体制の構築

○休日の地域部活動指導を希望する教員等の兼職兼業による従事

兼職兼業の考え方は、市町教育委員会、学校の意見を聞き取りながら、検討委員会で意見交換を行い、枠組整理を進めます。

17 健康教育・食育について

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、薬物乱用や性に関する問題等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となっています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の各点について、取組を進めます。

(1) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、各学校や関係機関がその流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた適切な対策を講じることができるように、学校等欠席者・感染症情報システム（症候群サーベイランスシステム）の適切な運用について周知します。

また、新型コロナウイルス感染症等の重大な感染症の発生の際には医療保健部や関係機関と連携し、当該児童生徒の人権に十分配慮して拡大防止に努めます。

(2) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児DMFT指数（むし歯経験歯数）は、年々減少しているものの、令和元年度は0.86本と、依然として全国平均の0.70本より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

また、むし歯予防の有効な手法であるフッ化物洗口について、令和元年度の実施校は、平成30年度の14校から、熊野市全9校、南伊勢町全3校、松阪市12校の計24校となりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一旦休止しましたが、令和3年1月には松阪市において新規を含む18校で再開されました。今後は感染予防の対策をとりながら順次実施再開もしくは開始されるよう支援に取り組んでいきます。

具体的には、市町教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、県歯科医師会による研修会や先進地視察を実施します。また、医療保健部と連携して各市町教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大に努めています。

(3) 薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員等を対象にした指導者養成講習会を開催します。

(4) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

(5) がんに関する教育

がんに関する教育については、中学校・高等学校学習指導要領において、令和3年度から順次、保健体育の授業でがんについても取り扱うものとすると記載されています。

子どもたちが、発達段階に応じてがんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、国のがんの教育総合支援事業を活用して、がん教育を推進します。

また、令和3年度も、医療機関や市町教育委員会、がん経験者、県行政関係者からなる協議会を開催し、三重県のがん教育について話し合うとともに、教職員等を対象にがん教育についての意義や指導内容・方法等についての研修会を開催します。

(6) 性に関する指導

性に関する指導は、学習指導要領に基づき行なうことが重要であり、児童生徒の発達段階をふまえ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切です。

こうしたことをふまえ、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができるよう、希望する県立学校に産婦人科医や助産師等を派遣するなど、性に関する指導を行います。

2 食育・学校給食の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

(1) 学校における食育の推進

①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけると

ともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」への参加の促進について、市町教育委員会と連携して取り組みます。さらに、これらの取組を家庭への啓発の機会として活用します。

②教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や先進地の実践発表等をとおして、より一層の食育の推進を図ります。

(2) 学校給食における地場産物の活用推進

①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページやメールで紹介し、周知を図ります。

②その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

(3) 学校給食における安全管理の徹底

①「異物混入対応方針」の周知・徹底

県教育委員会が作成した「異物混入防止等対応方針」と「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」について、学校給食関係者への講習会等を通じて周知・徹底を図り、学校給食への異物混入の防止を図ります。

②食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、教職員を対象とした講習会を開催します。

また、市町教育委員会と連携し、県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」による適切な対応の周知徹底を図ります。

③衛生管理に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町教育委員会担当者連絡協議会の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

(4) 個別対応食ガイドブック

県立特別支援学校での個別対応食の実践をとりまとめ、市町の小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒への対応にも使用できるガイドブックを作成します。個別対応食の衛生管理や方法、保護者との連携や校内での実施体制といった内容を掲載し、市町や学校の食育・学校給食担当者が集まる研修会で説明するなど、2学期以降の活用に向けて取り組みます。

18 社会教育について

1 社会教育の取組について

社会教育は、生涯学習の理念である国民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、あらゆる場所において学習することができる社会を構築していくうえで、重要な役割を担っています。国および地方公共団体は「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

○三重県社会教育委員の会議

本県の社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、現場の状況に即した具体的方策に関する助言をいただき、本県の社会教育の推進につなげます。

○社会教育推進体制整備事業

社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を目的として、研修や情報交換を行います。

○学びを通じた地域課題解決推進事業

子どもと関わる地域の人（社会教育委員、放課後子ども教室・学校運営協議会など）や教職員を対象に、地域と学校が「連携・協働」することにより「学校を核とした地域づくり」が展開されることを目的に地域と学校をつなぐコーディネーターの養成講座を実施します。

また、地域学校協働活動推進のためのコーディネーターとして必要な知識・技術がある認定者（平成30年度から3年間で養成講座に参加された方）を対象に、実際の課題に基づく演習や事例研究によって実践力を磨くとともにネットワークの構築を目的にフォローアップ講座を実施します。

さらに、公民館等社会教育施設において、地域の皆さんのが話し合いを進め、地域の将来像や課題を共有し、課題解決に取り組んでいく学習機会を提供できるよう地域力活性化促進講習を実施します。

2 子どもの読書活動推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境を整備していくことが必要です。

県においては、子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校と連携し、発達段階に応じて、同世代の子ども同士で本を紹介しあう読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる読書機会の拡充等を進めていきます。

○子ども読書活動推進計画の総合的な推進

子ども読書活動推進会議を開催し、各委員の専門的な知識や実践に基づく幅広い意見をいただき、県の推進計画に基づいた効果的な推進施策の検討・協議を行います。

また、市町担当者交流会を開催し、県と市町が互いに連携・協力しながら計画を推進していくため、県や各市町の取組・課題について共有し、課題解決にむけた情報交流を行います。

さらに、子育て支援関係者や読書ボランティア等、多様な主体による取組や活動の充実と継続に向けた研修や情報交流の場を設けます。

○発達段階に応じた読書活動推進

家庭における読書の重要性についての理解を促進するため、リーフレットを作成し、小学校に入学する児童の保護者を対象に配付します。

また、商業施設等において、読書ボランティアの協力により読み聞かせイベントを行うことにより、普段、読み聞かせに参加したことのない家庭に働きかけを行うとともに、地域の読書活動を推進します。

さらに、「子どもの発達段階に応じた読書活動実践フォーラム」を開催し、乳幼児期から中高生世代までの発達段階に応じた読書活動推進への理解を広め、発達の段階に応じた「たて」のつながりづくりの場として、多様な主体が集い、優れた取組の実践から学ぶ場を設けます。

加えて、小中学校及び高等学校へのビブリオバトル（書評合戦）の普及を図るため、皇學館大學ビブリオバトルサークルと連携し、児童生徒を対象とした実技指導や教員を対象とした講習を実施します。また、中学生、高校生を対象としたビブリオバトルの県大会を開催します。

3 青少年教育施設について

(1) 施設の概要

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るため設置されています。県においては、鈴鹿青少年センター（昭和 60 年開設）と熊野少年自然の家（昭和 52 年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営しているところです。

利用実績については、令和 2 年当初からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って団体宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、また、同年 4 月から 5 月にかけては一時的な閉館措置も行いました。現在も影響は継続しており、両館とも利用者数の回復には至っていない状況です。

施設名称	宿泊定員	宿泊定員 稼働率	年間延べ 宿泊者数	年間延べ 利用者数	年間あたり 指定管理費用※
鈴鹿青少年センター	368人	22.2%	25,881人	65,927人	62,096,000円
		2.6%	2,564人	12,880人	
熊野少年自然の家	200人	13.0%	9,149人	22,961人	43,129,000円
		5.1%	3,276人	6,591人	

(上段：令和元年度実績値、下段：令和2年度実績値)

※年間あたり指定管理費用は令和3年度数値)

(2) 鈴鹿青少年センターの見直し取組

①経緯

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）は、平成29年度からの「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の中で、「県有施設の見直し」の対象となり、調査検討を行ってきました。

平成30年度は先行事例ベンチマークのほか、民間事業者から意見を把握するサウンディング調査を実施したところ、鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。）と一体的に進めることを求める意見が多くありました。

令和元年度は、センター施設劣化度調査、現地での試験的イベント（社会実験）を含む「民間活力導入可能性調査」を実施しました。センターの建物、設備に対する利用者からの改善要望は多かったものの、森公園を含めた両施設のサービスには一定の評価があり、個人、団体とも継続して利用している現状であることが分かりました。一方、新機能を期待する声もあり、社会実験を複数試したところ、イベントを実施すれば多くの来場者が来ていただける立地の良さがあることも立証できました。また、有識者意見交換会（令和2年1月）を開催したところ、両施設は官民連携手法により事業を進めていく立地・施設ポテンシャルを有しているとの意見でまとまり、同年2月の全員協議会において「民間活力の導入（PPP/PFIなど）」の方向性とすると報告しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による本施設見直しへの影響等を調査するため、これまでに調査協力いただいた事業者数社にヒアリング調査を実施し、また、年度後半には本事業を遂行するためのPFI等アドバイザリー業務委託を契約し、現在もアドバイザーとともに施設見直しにかかる手続きを進めているところです。

②令和3年度の取組

令和3年度は、センターおよび森公園を青少年をはじめとした幅広い世代の方が集い交流する施設とするため、民間の創意工夫や資金活用も含めた事業契約を年度内に締結できるよう取組を進めています。

4月に民間事業者への現地説明会および最終となるサウンディング調査を行いました。

5月に実施方針と要求水準書（案）の公表、6月には両施設の設置条例について事業者選定等を定める改正案の提出を予定しています。

以降は事業者選定委員会の開催など選定手続きを経て、令和3年度中に契約締結を行う予定です。

なお、令和4年度以降については、令和5年2月に森公園の一部エリアをリニューアルオープン、センターについては令和6年4月に全館リニューアルオープンを行い、令和22年度末まで両施設を一体的に運営管理いただく予定としています。

用語説明

「PFI」

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

「実施方針」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第5条規定の手続きで、民間事業者に対して事業情報を早期に提供し、準備をしてもらうとともに、民間意見を吸い上げることを主目的とした手続き。

「要求水準書」

PFI事業において、民間事業者に対して求める条件や内容、要求する水準を示したもの。従来型公共事業における「仕様書」に変わるもの。

19 文化財の保存・活用・継承について

1 文化財を保存・活用・継承する意味

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の保存技術に区分されます。

こうした文化財は、我が国の特色ある歴史的風土の中で育まれ、今まで守り伝えられたものです。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

令和2年度、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確にするとともに、県内においてその取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。

2 現状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和3年3月末現在、1,187件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,800件、埋蔵文化財が約15,000か所あります。

(令和3年3月31日現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	189	362	551	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	11	63	74	生業、民俗芸能等
記念物	84	166	250	遺跡、庭園、動物、植物等
伝統的建造物群保存地区ほか	298	11	309	登録有形文化財を含む
合計	583	604	1,187	

(2) 文化財の保存・活用・継承への対応

① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

令和2年度は、下記の有形文化財3件を新たに県指定としました。

<新県指定>

- 有形文化財 彫刻「木造神像」5軀 (四日市市下之宮町、宗教法人耳常神社)
- 有形文化財 彫刻「塑造仏頭」1個 (四日市市西日野町、宗教法人顕正寺)
- 有形文化財 古文書「神島入荒布船木札」6枚 (鳥羽市神島町、宗教法人八代神社)

② 文化財の現状把握と支援

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡回や必要な調査を行っています。また、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、それぞれの実情に応じた支援をするとともに、国および県の補助事業により財政的支援も行っています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	補助額	補助率
令和2年度	33 件	100,093 千円	国指定：県 10%以内 (国 50%) 県指定：県 50%以内
令和3年度	35 件 (予定)	90,000 千円	

(3) 三重県文化財保存活用大綱(県)と文化財保存活用地域計画(市町)

三重県文化財保存活用大綱は、「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」「三重県教育ビジョン」のうちの文化財に関する個別指針として位置づけられています。また、「三重県地域防災計画」のうちの文化財に関する方針を具体的に示したものと位置づけられます。令和2年7月の策定以降、その周知に努めています。

一方、文化財保存活用地域計画は、本大綱を勘案し、各市町によって作成される法定計画で、域内の文化財について総合的に保護し活用するための計画として位置づけられます。県は大綱に基づき、地域計画作成に対して市町それぞれの実情に応じた支援を行います。

3 課題

文化財には、経年劣化、過疎化・少子高齢化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されています。そのため、行政による技術的・財政的支援の必要性が増しています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心としたさまざまな主体の参画によって、文化財を保存、継承し、積極的に活用していく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

また、近年の気候変動は、想定外の自然災害を日本列島に引き起こしており、発生が危惧される南海トラフ地震でも甚大な被害をもたらすと想定されています。守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことがあり、文化財を自然災害からどのように守っていくかが大きな課題となっています。

4 今後の対応

(1) 三重県文化財保存活用大綱に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。

修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。

(2) 文化財の保存・活用・継承につなげるため、国宝・国指定文化財等の県が誇る文化財、文化財の保護・保全活動の現状等について、展示会、講演会、インターネットや各種メディア等を通じた情報発信等を積極的に行います。

平成29年3月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として国の重要無形民俗文化財に指定された鳥羽・志摩の海女習俗については、鳥羽市・志摩市・関係団体等と連携し、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き情報発信を進めています。

(3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。また、世界遺産追加登録に向けて情報収集を中心とする基礎的な調査を行います。

(4) 県内に存在する文化財の情報収集・調査を積極的に行い、新たに価値が認められた文化財について、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていきます。天然記念物の保護に関しては、最新の調査状況をふまえ、環境変化に合った適切な保護ができるよう保護管理指針の見直しを行います。

(5) 災害発生時には文化財レスキュー活動が円滑に行われるよう、県の関係部局・市町・文化財所有者等との連携を強化するとともに、文化財情報の収集・整備・共有を行い、文化財保護指導委員には文化財レスキューのためのスキルアップ研修を行います。また、大規模災害発生時には、国・国立文化財機構文化財防災センター（旧文化遺産防災ネットワーク）に救援要請し、広域的な協力を受けられるよう調整します。

(6) 文化財を適切に保存・活用・継承する専門知識を持った人材育成のため、県内教員・市町職員等に対し、国・県等が実施する各種の会議・研修への参加を広く積極的に呼びかけます。また、文化財専門職員を配置していない市町に対しては、その配置を勧めています。

20 教職員の資質向上について

1 令和3年度 教職員研修の基本方針

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、これからの中学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになります。

そのような中、新しく改訂された学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、子どもたちの資質・能力の育成を着実に進めるためには、ICTを最大限活用しながら、子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」へと、子どもたちの学びを変容させることが必要とされています。

研修担当では、「令和3年度三重県教員研修計画」に基づき、教職を担うにあたり必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

教職員が不祥事根絶を「自分事」として捉え行動に移すことができるよう、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を経験や職種に応じて実施します。また、GIGAスクール構想の推進により整備された1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、全ての研修講座をとおしてICT活用指導力向上に取り組みます。

なお、教職員研修の実施にあたっては、感染症防止対策を講じたうえで、グループによる演習や対話による学び・気づきを習得する場合は集合研修、講義や個々での演習が中心となる場合はWeb会議システムを活用した双方向型のオンライン研修や動画配信によるオンデマンド研修として実施するとともに、市町教育委員会との連携による地域での研修を実施し、教職員が研修を受講しやすい環境づくりを進めます。

2 令和3年度の主な教職員研修

(1) 教職員のライフステージと職種に応じた研修

全ての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施するとともに、学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

① 教諭研修（法定・悉皆研修※）※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修

経験や職種に応じ、学校の中でそれぞれの役割を果たす自覚を促し、そのための力量を高める機会となるよう、コンプライアンスをはじめとする素養や児童生徒理解、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善等、教職員の資質と専門性の向上に向けた研修を実施します。

② 主幹教諭等研修

校長のリーダーシップのもと、学校の組織力を強化し、教育活動の質を高めてい

くことが求められています。そこで、管理職の補佐として学校運営に関わる主幹教諭や教員の授業力向上に向けて指導・助言を行う指導教諭の役割は、重要になっていくことから、職務・役割や学校組織マネジメントについて理解を深め、学校運営力・人材育成力の向上に係る研修を実施します。

③ 管理職研修

学校や地域の実態・課題を把握する能力、課題解決に向けた実行力、教職員のコンプライアンス意識の向上など、地域に開かれ信頼される学校づくりや人材育成、時代の変化や要請に応じた学校マネジメント力の向上に係る研修を実施します。

(2) 教育課題に対応した教職員の専門性を向上させる研修

① 授業力の向上

ア 授業実践研修

子どもたちに「知識及び技能」を習得させ、「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、教職経験の異なる教員（初任者研修、教職6年次研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰの受講者 計1,136名）が研修班に分かれ、授業研究を通して、継続的な相互研鑽による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組みます。また、「ICTの効果的な活用」を位置づけ、1人1台端末を活用した授業づくりについての実践交流を行うなど、実践的な研修を実施します。

イ 教科等研修

教員の高い専門性と指導力の向上をめざし、各教科の研修、学校司書研修、実習教員研修、現業職員研修等を実施します。学習指導要領に基づき、第1・第2ステージの教員を対象に授業づくりの基本を学ぶ研修、第3・第4ステージの教員を対象に発達段階や習熟度に応じた指導方法や指導の工夫を学ぶ研修等、教員のライフステージに応じた研修を実施します。

② 教育課題への対応力の向上

ア テーマ研修

学校を取り巻く状況や教育課題が複雑化・多様化する中、教職員が高い専門性を身につけ、学校が組織的に対応する必要があることから、外部専門機関等と連携し、人権教育研修や特別支援教育研修等を9つのテーマに分けて実施します。

イ ICT活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を組織的に推進する必要があることから、教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上に向けた研修や学校教育の情報化を推進する教職員を育成する研修を実施します。

イ) 情報教育研修

授業でICTを活用して指導する能力や子どものICT活用を指導する能力等を高めるため、校種別の1人1台端末活用研修や学習支援ツールの活用を学ぶ研修等(11講座)を実施します。あわせて、オンデマンドで「ICTを活用してわかる授業をする力」や「1人1台端末のGoogle Classroom活用術」等(12

講座)を配信します。

ii) 教員ICT活用指導力向上講習会

学校の情報担当者等を対象に、情報モラルの指導法、ICT機器を活用した授業づくりについて学ぶ研修を実施します。また市町教育委員会と連携し、地域のICT機器整備状況や課題に対応した研修を実施します。

iii) 1人1台端末活用推進者育成研修

1人1台端末の活用事例や従来の授業からの転換ポイント等を学ぶ連続研修を実施し、地域や学校で1人1台端末の活用を推進する人材を育成します。

③ 英語教育に関する研修

英語で自己表現することができる子どもを育成するため、英語教育に携わる教員の英語指導力を高め、授業改善を進める必要があります。そこで、令和3年度は、文部科学省の「英語教育改善プラン推進事業」を受託し、県内の英語教育の改善・充実をめざして、以下の3点に取り組みます。

ア 研究・開発チームによる取組

英語教育推進リーダーを中心に、ICTを活用したテスト方法と課題の設定、評価の実践をテーマとし、パフォーマンステストの実施率向上をめざした研究を進めるとともに、小中連携に係るチームを立ち上げ、年間指導計画や教育活動計画、先進事例等を発信し、小中連携を進めます。

イ 英語教員の指導力向上に向けた研修の実施

小・中・高をとおした系統的な指導と学習評価の在り方について学ぶ基礎研修と、授業づくり(公開授業を含む)・指導と評価・英語力向上等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ専門性向上研修を実施します。

ウ 市町教育委員会等との連携

各地域で小学校英語ブロック別研修や中学校英語地域別研修を実施します。

④ 教育相談に関する専門性の向上

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、揺れ動く社会状況から生じるいじめや差別、不登校や虐待等の問題に対し、子どもたちの心に寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る専門性の向上をめざしライフステージに応じた研修を実施します。特に、不登校やいじめ、特別な支援が必要な子どもたちへの対応を課題別研修として位置づけ、教育相談の視点から、心の理解や対応・支援のポイントについて研修します。

(3) 中核的リーダーとなる教員を育成する研修

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、課題を解決していくためには、校長のリーダーシップのもと組織として教育活動に取り組む必要があることから、組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成する研修を実施します。

① 学校組織マネジメントリーダー育成研修

管理職とともに、めざす学校像の実現に向けた学校改善を先導し、よりよい組織づくりを推進する中核的リーダーを育成するため、学校組織マネジメントに係る知識や手法について講義・演習をとおして学ぶ研修を実施します。また、市町教育委員会や管理職と連携し、学校の課題や取組状況に応じた支援を行います。

② 授業研究推進リーダー育成研修

授業改善につながる授業研究を推進する中核的リーダーを育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげる授業研究を推進するポイントについて講義・演習をとおして学ぶ研修を実施します。定期的に受講者の学校への聞き取りを行い、課題や取組状況を把握します。年度後半には各校を訪問し、授業研究の運営に対して指導・助言を行います。

③ 外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修

平成29年度から独立行政法人教職員支援機構と連携し、全国の学校関係者及び教育委員会の指導主事等を対象に、日本語指導に関する専門的な知識や手法について学ぶ研修を実施しています。その中で、先進的に日本語指導に取り組んでいる県内公立学校等の視察を行い、三重県の取組を全国に発信しています。

④ 日本語指導に係る中核的教員養成研修

各地域や学校において日本語指導を推進する中核的リーダーを育成するため、日本語指導に係る高い専門性を習得する研修を実施します。また、各地域や学校が、日本語指導に係る課題に応じた研修を実施することができるよう研修プログラムを作成し、県総合教育センターのHPで発信します。

⑤ 教育相談リーダー育成研修

学校における教育相談体制の構築に向け、教育相談に関する指導・助言ができ、計画的に組織づくりを推進する中核的リーダーを育成します。事例検討を通して、子どもの心の理解を深め、対応力を高めるとともに、受講者の学校に臨床心理専門相談員を派遣し、研修会や事例検討会で指導・助言を行うことで、学校の教育相談体制の確立を支援します。

3 教職員が研修に参加しやすい環境の整備

教職員が子どもと向き合う時間を確保し、個々の学びを組織的・継続的な校内研修の推進につなげができるよう、研修に参加しやすい環境を整え、実施します。

(1) ブロック別研修

市町教育研究所等と連携し、教科等や今日的教育課題に対応した研修講座を各地域で実施することにより、移動負担を軽減するとともに、教職員の実践的指導力の向上と子どもたちの学力向上を図ります。研修内容については、「学力向上」、「授業づくり」、「ICT活用」、「学級づくり」、「生徒指導」、「特別支援教育」、「小学校英語」等、各地域の課題に応じた研修を実施します。クラウド等を活用し、各教育研究所等と情報共有・意見交換できる場を提供するとともに、他地域からの参加がさらに容易となるよ

う、遠隔研修を実施するための支援を行います。

(2) 動画配信によるオンデマンド研修

さまざまな教育課題に対応した研修教材を、勤務校等で任意の時間に繰り返し研修できる機会を確保するために、インターネット回線を利用してパソコンだけでなくスマートフォンやタブレット等でも視聴可能な形で配信する研修を実施します。

(3) 出前研修

① 授業力向上支援出前研修

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につながる校内研修の推進に向けて、学校における組織的な授業づくりの取組におけるポイント等について講義・演習による研修を実施します。

② 組織力向上支援出前研修

組織的・計画的に教育活動の質を向上させるための方策として、学校マネジメントやカリキュラム・マネジメントを推進するポイント等について、講義・演習による研修を実施します。